

# 法科大学院点検・評価報告書

2013年4月

神奈川大学大学院法務研究科



# 目 次

序章 .....	1
1 理念・目的及び教育目標 .....	3
2 教育内容・方法・成果等 .....	7
3 教員組織 .....	31
4 学生の受け入れ .....	39
5 学生生活への支援 .....	47
6 施設・設備、図書館 .....	51
7 事務組織 .....	57
8 管理運営 .....	61
9 点検・評価等 .....	65
10 情報公開・説明責任等 .....	71
終章 .....	75



## 序 章

神奈川大学の歴史は、1928（昭和3）年に、商工業が栄え人口も60万人を超えてすでに大都市化していた横浜において、労働人口の大多数を占める若者の教育の必要性を痛感した米田吉盛が、夜間部のみ的高等教育機関として横浜・桜木町の地に創設した「横浜学院」に始まる。翌年、専門学校令により「横浜専門学校」と改称されると同時に「法学科」を開設し、以来横浜における唯一の法学教育の拠点として、横浜専門学校、新制神奈川大学へとその役割が受け継がれ、多数の法的素養を身につけた人材を育成し、世に送り出してきた。

神奈川大学法学部は、必ずしも従来から法曹養成に重点をおいて法学教育を行ってきたわけではなく、多くの卒業生は、そこで培われた法的素養を生かして、民間企業への就職のほか、地方公務員、警察官などを職業として選択してきた。その意味で、わが法学部が主要に担ってきた社会的役割は、現代の企業社会で必要とされる法的思考力を備えた人材、また、地方分権の時代における各地の自治体の職員としてその能力を発揮しうるような人材の育成にあった。とはいえ、神奈川県内において最も長い法学教育の伝統を有する本学法学部において、弁護士を中心とした法曹をこれまでに少なからず輩出してきたことも確かな事実である。

先の司法制度改革において、新たに法科大学院制度を導入し、そこでの教育を通じて法曹養成が行われることとなった。これに応じて、本学においても上述した本学法学部の歴史と法学教育の伝統を踏まえ、2004（平成16）年4月に、地域密着型の法曹養成を理念とする法科大学院として、神奈川大学大学院法務研究科（以下、「本研究科」という。）を開設した。

本研究科は、学校教育法第109条第3項、同法施行令第40条に基づき、教育研究水準の一層の向上をはかり、かつ、法科大学院としての社会的責務を担うに十分な質を確保していることを社会に広く保証するため、2008（平成20）年度に初めての法科大学院認証評価を財団法人大学基準協会に申請したところ、2009（平成21）年3月に同協会が定める法科大学院基準の一部に適合していないとの判定を受けた。その後、指摘事項につき改善をして2010（平成22）年度に追評価申請を行い、基準に適合しているとの判定を受け（認定期間2014年3月31日まで）、さらに、勧告・助言を受けた事項について改善を重ね、2012（平成24）年7月には同協会に改善報告書を提出した。

この度、2013（平成25）年度に2回目の法科大学院認証評価を受審するに当たり、2012年度に行った自己点検・評価の内容を「法科大学院点検・評価報告書」としてとりまとめた。本報告書の作成については、2012年6月20日開催の本研究科委員会において、本研究科自己点検・評価実施委員会（6月13日開催）が作成した各評価項目の統括担当者案に基づき同統括担当者を審議・決定し、次いで7月18日開催の本研究科委員会において、同自己点検・評価実施委員会（7月11日開催）が作成した報告書作成スケジュールの提案をうけて同スケジュールを承認した。その後、統括担当者のもとで専任教職員による点検・評価作業を行い、8月29日及び9月7日の2回にわたって本研究科専任教員全員を対象とした検討会（関係事務職員も出席）を実施し、作業結果についての集中的な意見交換を行った。この討議をふまえて、9月12日開催の本研究科委員会で各統括担当者より点検・評価報告用の原稿が提示され、一部修正のうえ継続審議とされた。

同自己点検・評価実施委員会は、所管課である経営政策部大学評価推進課との間で4回にわたり字句・表現の修正を含めた協議を行いつつ、10月上旬にかけて総まとめの作業を行い、報告書案を10月17日開催の本研究科委員会に提出した。本研究科委員会は、本報告書の草案を公益財団法人大学基準協会に提出することを決定し、同月24日に開催された大学院委員会の承認を得て、10月末日に提出した。

その後、12月18日付けで公益財団法人大学基準協会より本報告書草案の確認結果についての通知があり、その指摘事項をふまえて各評価項目の統括担当者のもとで記載内容の充実を図り、本研究科自己点検・評価実施委員会と経営政策部大学評価推進課との間で2回にわたり体裁等の統一、全般的な確認に関する協議を行い、必要な修正を加えたうえで、本報告書案を2月25日開催の本研究科委員会に提出した。本研究科は、同日の研究科委員会において本報告書を公益財団法人大学基準協会に提出することを決定し、2月27日に開催された自己点検・評価全学委員会及び3月11日に開催された大学院委員会の承認を得て、3月末日の提出に至った次第である。



# 1 理念・目的及び教育目標

## 1 理念・目的及び教育目標

[現状の説明] (「評価の視点」1-1から1-5)

(理念・目的及び教育目標)

### 1-1 理念・目的及び教育目標は、明確に設定されているか(「大学院」第1条の2)。

本研究科は、「神奈川大学大学院法務研究科規程」第1条の2に定めるとおり、「高度の専門性をもつ法曹となるために必要な深い学識と卓越した能力を培うこと」を目的とし、幅広い教養と高い倫理観に支えられた専門性の涵養を旨とする教育により、多様化する地域社会に密着して市民生活を支援できる法曹の養成を目標として設定している。この地域密着型法曹養成という目標は、さらに「地域に根ざした法曹」、「国際化に対応できる法曹」、「地域行政に通じた法曹」という標語で具体的に示している。

また、2011年1月に策定したディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)において、1. 地域行政、中小企業や市民の日常活動に生じる法的諸問題への対処能力、2. 地域社会において法的問題解決を担う弁護士、又は地域社会に生じる法的問題に精通した検察官・裁判官となる能力、3. 地域社会に生じる法的問題に積極的に対応する政策提言能力という3つの能力を身につけることを、法務博士(専門職)の学位授与のための方針として明確化している。

(添付資料8「神奈川大学大学院法務研究科規程」第1条の2、添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』pp.2-3及び『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』pp.1-3、添付資料10「法科大学院ホームページ」)

### 1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているか(「連携法」第1条)。

本研究科の上記理念・目的及び教育目標は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下、連携法という)第1条の定める「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する」法曹の養成という法科大学院制度の趣旨・目的に十分適っている。

### 1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。

本研究科専任教員の間では、法務研究科委員会(教授会に相当、以下同じ。)、FD活動等の機会を通して、理念・目的及び教育目標を繰り返し確認している。また、新聞社等が主催する法科大学院説明会のほか、毎年本学で開催する横浜弁護士会会長講演、本学を会場とする適性試験の機会等に行う入試・進学相談会に当たっても、関係教職員に対し、事前に本研究科の理念等を確認させている。さらに入学試験選考時の面接試験に際しては、担当教員の間で事前に理念等について再確認する機会も設けている。

兼任教員、非常勤講師については、履修要覧など関連資料の送付や、学年末に行う非常勤講師との懇談会での意見交換・懇親の機会に理解を深めてもらっている。

本研究科の学生には、新学期最初に行うオリエンテーションの機会を利用して、本研究科が目指す法曹像につき説明しているほか、クラス担任制、オフィス・アワーなど密接な教員・学生間の交流機会を通じ、各教員から学生に教育理念等が伝えられている。さらに、毎年度発行する『法科大学院履修要覧・シラバス』や『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』、本研究科ホームページを通じて周知徹底を図っている。

他学部・大学院研究科の教職員及び学生については、本学ホームページ以外に、『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』、『2013年度大学院案内』等の各種刊行物を通じて周知を図っている。なお、専任教職員及び全非常勤講師に対して本研究科を含む全学の理念・目的等をまとめた『神奈川大学の基本方針2012』を配布することで周知を図っている(添付資料1『2013年度キャンパスガイドブック』p.147及び『2013年度大学院案内』pp.28-33、添付資料11-1「神奈川大学ホームページ」)。

### 1-4 理念・目的及び教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか(「学教法施規」第172条の2)。

学外に対しては、上述した法科大学院説明会・相談会の機会を利用してのほか、本研究科ホームページや毎年度発行する『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』を通じて周知を図っている。また、社会人・学生向けに発行される大学・大学院ガイド、法律雑誌、新聞等の媒体を積極的に活用し、本研究科における法曹養成の理念を伝えている。

(添付資料11-2「日本経済新聞」「朝日新聞」「読売新聞」2012年4月7日、リクルート『法科



大学院入試ガイド2013年度版』（2012年5月発行）p. 46、日経キャリアマガジン特別編集『法科大学院徹底ガイド2013』（2012年6月発行）p. 106、『日経大学・大学院ガイド2012年入門編』（2012年5月発行）p. 158、『日経大学・大学院ガイド2012年試験対策編』（2012年9月発行）p. 146、日経Bizアカデミー「大学・大学院ナビ」、リクルート「大学&大学院.net」)

### (教育目標の検証)

#### 1-5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。

法科大学院をめぐる情勢の変化を踏まえ、2009年度及び2010年度カリキュラムの改定を行った際に、教育目標のあり方についても研究科委員会で検討を加えた。この結果をもとに、進級制を導入したほか、一部の授業科目の新設・廃止及び配当群の変更、履修要件の変更などを行っている。

#### [点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」1-1から1-5)

**教育目標等の設定**については、「神奈川大学大学院法務研究科規程」第1条の2、ディプロマ・ポリシー、毎年度発行する法科大学院履修要覧等に記載のとおり、明確に設定されている。

**学内周知**について、本研究科専任教員に対しては上述のとおり繰り返し行っており、徹底されている。なお、上述した『神奈川大学の基本方針2012』の配布を通じて、全教職員（非常勤講師含む）に対して理念・目的等の周知を図っている点については、優れた取り組みといえる。学生についてもほぼ徹底されており、本研究科の広報活動として活字媒体等で学生の声が掲載される際に、本研究科の追求する法曹像が学生にも広く共有されていることが確認できる。

**学外周知**についてもホームページ等で十分に行っている。本研究科受験生が文書で提出する「志望動機」にはほぼ例外なく地域密着型の法曹養成への言及が見られ、本研究科の追求する法曹像が広く知られていることがわかる。

**教育目標の検証**については、本来、所期の理念を体現し、社会に貢献する法曹が具体的に輩出されたかによって判断されるべきであり、現段階でその達成度を測るのは困難である。研究科委員会等において教育目標の検証は絶えず行っているが、達成度を測るための制度的整備については未だ十分とはいえない。

#### [将来への取組み・まとめ](「評価の視点」1-1から1-5)

社会人・他学部出身者の減少など法科大学院をめぐる環境の変化を踏まえ、**教育目標**を継続的に精錬する作業が必要な一方、司法試験合格のみを求める風潮が強まっている状況を前に、本研究科が追求する法曹像を日常的にこれまで以上に自覚し、法曹の社会的役割への意識を喚起していく。学生向けの講演会等開催にあたっては、本研究科の教育目標を体現している方々を積極的に招聘するなどして、教育目標の**学内周知**の機会を広げていきたい。そうした際にアンケート等を取り、学生・教職員への周知度を測る指標とする。

**学外への周知**としては、これまで以上に広報活動を強化し、ホームページの更新を図るほか、2011年度から始めた法曹志望者向けの「法科大学院トライアルコース」をより充実させる。この大学院トライアルコース（2012年度は本研究科を含む本学大学院の6研究科が実施）は、大学院への進学希望者を対象に夜間や土曜日に無料開講する講座であり、本研究科では、法曹を目指す社会人や法学部以外の学部出身者をも対象として、専任教員が講師となり、法科大学院の授業の質・レベルを体験してもらうことを目的に前期・後期それぞれ5回程度行っている。また、本学学部で実施している進学説明会、父母懇談会や本学卒業生の会合等を利用し、本法科大学院の存在とその教育目標をさらに広く知らしめていく。

**教育目標の検証**については、2008年春に設立した「神奈川大学法曹会」（神奈川大学出身法曹を中心とする会）とも連携しつつ、本学修了生の進路状況や法曹としての活動実態を視野に入れ、教育目標の達成度の点検に資する体制を整える。



## 2 教育内容・方法・成果等

## 2 教育の内容・方法・成果等

### (1) 教育課程等

[現状の説明] (「評価の視点」2-1から2-15)

#### (教育課程の編成)

2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。

1 法律基本科目に該当する科目としては、公法系6科目、民事系17科目、刑事系6科目の計29科目を、実務基礎科目に該当する科目としては8科目を、基礎法学・隣接科目に該当する科目としては、基礎法学6科目、隣接科目4科目の計10科目を、展開・先端科目に該当する科目としては、31科目を開講している(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「教育課程表」)。

2 (1) 法律基本科目に該当する科目については、すべて必修科目(29科目66単位)としている。実務基礎科目に該当する科目については、3科目6単位を必修科目、5科目8単位を選択科目とし、計10単位以上履修することとしている。

(2) そのほか、まず、基礎法学に該当する科目については、1科目2単位(「法情報学」)を必修科目、5科目10単位を選択必修科目、次に、隣接科目に該当する科目については、4科目8単位を選択必修科目、そして、展開・先端科目に該当する科目については、1科目2単位(「司法制度論」)を必修科目、30科目60単位を選択必修科目とし、計26単位以上履修することとしている。

3 本研究科においてはコース制(「市民と自治体コース」、「地域と企業コース」)を採用しており、隣接科目、展開・先端科目に該当する科目のうち、各コースにふさわしい科目群を指定し、学生は、その選択したコースに列挙された科目群の中から5科目10単位以上修得しなければならないものとしている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「履修方法3」)。

4 展開・先端科目に該当する科目のうち、「倒産処理法」、「経済法」、「環境法」、「労働法」、「知的財産法」、「税法」、「国際私法」については、これら各科目を修得した場合にのみ、それぞれの「特論」科目を履修することができるものとしている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「履修方法4」)。

5 なお、前回の認証評価において「助言」を受けていた点については、「改善報告書」に記載のとおり、次のように改善している。

(1) 「家族と紛争」、「憲法訴訟演習」、「中小企業法」について、その科目の内容と法律基本科目との関係性に留意することが望まれる、との指摘を受け、まず、「憲法訴訟演習」については、2010年度入学生以降、廃止をした。しかし、「家族と紛争」は、家事手続論を通して、家族紛争の特殊性を法社会的に分析するとともに、紛争解決手続の比較法的考察を行い、さらには社会における家族の役割や機能の変化を捉えた上で、これからの家族のあり方を展望していこうとするものであり、その内容は「基礎法学」として、また、「中小企業法」は、中小企業法務の専門家である実務家教員が中小企業の実態を踏まえた企業法務のあり方を総合的に検証する講義であり、「展開・先端科目」としてふさわしい内容と考えており、特に変更していない。

(2) 「要件事実論」についても、その位置づけを担当者の適否とともに、検討することが望まれる、との指摘を受けたことに対しては、2010年度から、「実務基礎科目」に置き換え、これに伴い、担当教員のうち、民事訴訟法を専門とする研究者教員を実務家教員(元裁判官・現弁護士)に変更した。

6 最後に、各授業科目の内容は、「共通到達目標モデル(第二次案修正案)」を参考にしつつ、以下のような法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっている。

(1) まず、法律基本科目につき、1年次は、講義科目を研究者教員が担当し、公法・民事・刑事の各法領域の体系的な理解と基礎的な知識の修得が目的となっている。そして、これを前提として、2年次以降は演習科目が中心となり、基礎的な知識の定着が図られるとともに、研究者教員と実務家教員が共同担当することで、実務と理論の架橋を図りつつ、より実践的な応用

力を修得することが目的となっている。

(2) 次に、基礎法学、隣接科目についても、文字通り基礎、隣接領域に関する科目が過不足無く開講され、法曹としての基本的素養を身につけるべき内容となっている。

(3) また、展開・先端科目についても、司法試験の選択科目に限らず、広く法曹として要求される法領域をカバーする科目が開講され、かつ、コース制を採用することで、実務についてから要求される基本的素養を身につける工夫がなされている。さらに、司法試験の選択科目については、特に、応用力を喚起するべく「特論」科目が設けられ、その内容が工夫されている。

## 2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第2条）。

1 本研究科では、「地域密着型の法曹養成」を理念とし、これを、「地域に根ざした法曹」、「国際化に対応できる法曹」、「地域の行政に通じた法曹」の要請を目的とするものとして具体化している（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.3、p.8）。

2 以上の本研究科固有の教育目標を達成するために、次のような科目を開設している。

(1) 第一に、「地域に根ざした法曹」、すなわち、普通の市民がごく日常的に遭遇する諸問題に対応できる法曹養成という観点から、法律基本科目としての「民法（親族）」、「同（相続）」を各2単位にし、かつ、家族法を中心とする演習科目に「民事法演習Ⅳ」を置き、さらに、基礎法学として、家族紛争の特殊性を法社会学的に分析をする「家族と紛争」（2012年度は科目担当者がサバティカルであるため休講）を開設することで、家族法関連科目を充実させている。また、同様の観点から、展開・先端科目に、「中小企業法」、「消費者法」、「少年法」を開設している。

(2) 第二に、地域社会の「国際化に対応できる法曹」を養成するという観点から、基礎法学としての「比較法」、展開・先端科目としての「国際関係法」、「国際私法」、「国際私法特論」の他に、「国際人権法」などを開設している。

(3) 第三に、「地域の行政に通じた法曹」を養成するという観点からは、地方自治体を意識した科目として、隣接科目に「自治体経営論」を、展開・先端科目に、「自治体法」、「自治体法務演習」、「情報公開法制」を開設している（「情報公開法制」については、科目担当者の退職に伴い、2012年度は休講）。

(4) 第四に、以上三つの法曹法制の目的に共通して、法律問題を抱えた市民からの法律相談に実際に接することができるよう、実務基礎科目として、「リーガルクリニック」を開設している。

(5) 第五に、2-1で記述のように、本研究科が目的とする法曹養成のためにコース制（「地域と企業コース」、「市民と自治体コース」）を採用し、学生はどちらかのコースを2年次に選択しなければならないものとしている。各コースには、そのコースに関連した科目が指定されており、学生は、指定された科目群の中から5科目10単位以上修得しなければならないものとする。本研究科が目的とする法曹養成に資するように工夫している。

## 2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）

1 2-1で述べた点につき、単位数に着目すれば、次のとおりとなる。

(1) 法律基本科目は66単位（29科目）であり、そのうち、公法系科目は12単位（6科目）、私法系科目は40単位（17科目）、刑事系科目は14単位（6科目）となっており、すべて必修科目である。

(2) 実務基礎科目については、6単位（3科目）を必修科目、8単位（5科目）を選択必修科目とし、必修科目を含め計10単位以上修得しなければならないものとしている。

(3) 基礎法学・隣接科目については、2単位（1科目）を必修科目、その他18単位（9科目）を選択必修科目とし、展開・先端科目については、2単位（1科目）を必修科目、その他60単位（30科目）を選択必修科目とし、必修科目を含め26単位以上を修得しなければならないものとしている。

(4) 以上の他、本研究科ではコース制（「市民と自治体コース」、「地域と企業コース」）を採用しており、各コースには、そのコースに関連した科目が指定されている。学生は、その

選択したコースにおいて指定された科目のうち10単位（5科目）以上修得しなければならないものとしている。

2 各科目群の修了要件総単位数に占める割合は、次のとおりである（小数点以下第二位を四捨五入）。

(1) まず、法律基本科目については、平成21年4月17日の中教審「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」を受けて、2010年度から、1年次の法律基本科目を6単位増加させた結果、修了要件総単位数（96単位→102単位）に占める修得すべき法律基本科目の単位数（60単位→66単位）の割合は、62.5%→64.7%となっている。

(2) 次に、実務基礎科目については、2010年度から、修了要件として求められる単位数を、8単位以上→10単位以上とした結果、8.3%→9.8%となっている。

(3) その他、基礎法学、隣接科目、展開・先端科目については、2010年度から、修了要件として求められる単位数を28単位以上→26単位以上とした結果、29.2%→25.5%となっている。

3 なお、前回の認証評価受審時において、「学修指導」の時間が問題であるとの「勧告」を受けたが、2009年度から廃止しており、「2009年度神奈川大学 大学（認証）評価に伴う『専門職大学院専門評価分科会報告書』」で改善が確認されている。この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

**2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。**

1 本研究科では、そのカリキュラム・ポリシーに基づき、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう配慮している（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.2の「カリキュラム・ポリシー」）。授業科目の必修科目、選択必修科目の内訳につき、2-3で記述したところを、各年次の配当科目に着目すれば（選択科目は存在しない）、次のようになる（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「教育課程表」）。

(1) まず、1年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系3科目（6単位）、私法系6科目（18単位）、刑事系3科目（6単位）の計12科目（30単位）が開設され、すべて必修科目、②実務基礎科目は、1科目（2単位）が開設され、必修科目、③基礎法学・隣接科目は、5科目（10単位）が開設され、そのうち1科目（2単位）が必修科目、他の4科目（8単位）が選択必修科目、④展開・先端科目は、1科目（2単位）が開設され、必修科目である。

(2) 次に、2年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系2科目（4単位）、私法系6科目（12単位）、刑事系2科目（6単位）の計10科目（22単位）が開設され、すべて必修科目、②実務基礎科目は、4科目が開設され、そのうち2科目（4単位）が必修科目、残る2科目（4単位）が選択必修科目、③基礎法学・隣接科目は、5科目（10単位）が開設され、すべて選択必修科目である。

(3) そして、3年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系1科目（2単位）、私法系5科目（10単位）、刑事系1科目（2単位）の計7科目（14単位）が開設され、すべて必修科目、②実務基礎科目は、3科目（4単位）が開設され、すべて選択必修科目である。③基礎法学・隣接科目については、3年次に配当される開設科目はない。

(4) なお、展開・先端科目については、1年次に開設される「司法制度論」を除くすべての科目（30科目60単位）を、2・3年次配当とし、いずれも選択必修科目としている。

2 以上の他、学生が系統的・段階的に履修が行えるよう、次のような配慮をしている。

(1) まず、1年次配当科目については、4つの科目群のうち、基礎的な科目を配置し、基礎法学の2科目と隣接科目の2科目を除き、15科目を必修科目としている。これらの科目修得を前提に、2・3年次配当科目は開設されており、系統的・段階的に学生が履修できるよう配慮されている。なお、系統的・段階的学習を担保するために、2009年度から1年次から2年次への進級要件を設けている（進級要件の詳細については、2-37で述べる）。

(2) 実務基礎科目においては、1年次に「法曹倫理」、2年次に「民事実務」、「刑事実務」を必修科目とすることで、まず、法曹としての責任感・倫理観を涵養し、かつ、法曹としての専門的技能の基礎を身につけさせたうえで、その後のより実践的な内容を含む科目を履修できるよう配慮してきた。ただし、1年次の「法曹倫理」については、2013年度から2年次配当の必修科目とすることがすでに決定しており、その理由は次の点にある。すなわち、前述の中教審

報告を受けた1年次の法律基本科目6単位の増加を考慮し、1年次生の負担を軽減すると同時に、ある程度法律基本科目を履修し、基本を身につけてからの方が「法曹倫理」の履修段階としては望ましいと考えたことによる。

(3) なお、展開・先端科目では、そのほとんどが、2・3年次配当の選択必修科目であり、一見すると、極めて自由度の高いカリキュラムとなっている。しかし、学生は、「地域と企業コース」、「市民と自治体コース」のいずれかを選択し、各コースで指定された科目（5科目10単位）を修得しなければならないものとする事で、系統的な履修ができるよう配慮している。

(4) また、2・3年次に配当される展開・先端科目のうち、「倒産処理法」、「経済法」、「環境法」、「労働法」、「知的財産法」、「税法」、「国際私法」については、これら各科目を修得した場合にのみ、それぞれの「特論」科目を履修することができるものとする事で、段階的な履修ができるように配慮している。

#### 2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。

法律基本科目において、司法試験の答案練習を意図したものはない。ただし、授業科目の中には、司法試験の短答式試験問題を扱う科目があったり、あるいは、演習科目の一部には、演習時間中に起案させる科目もある。

授業時間中に、司法試験の短答式試験問題を教材として使用する場合には、知識等の確認のため、補助的に使用されるのにとどまるのであって、授業時間内で、時間を決めて解答するなどの、試験対策として扱われることはない。

演習時間中に起案させる一部の演習科目においても、司法試験の論文式試験を使用するものではなく、実際に使用される問題は、オリジナルのものである。その目的は、例えば、既に演習において扱ったテーマを中心に、知識や論理的な理解の確認のために行われたり（「民事法演習Ⅳ」など）、あるいは、事前に伝えられたテーマの予習を前提とする理解度を確認するために行われたりするものである（「民事法総合演習Ⅱ」など）。したがって、限られた時間内で問題を解き、高得点をとるためにはどのように記述すべきか、といった、司法試験受験対策を目的としたものではない。

以上のように、司法試験受験対策に偏しないようにすることについては、既に確認がされ、また、今回の点検・評価報告書（草案）準備段階においても、研究科委員会において、その内容の聞き取りを行い、調査済みであり問題ない（添付資料11-7「2012年度第4回神奈川大学大学院法務研究科委員会議事録」）。

#### （単位及び授業期間の設定）

#### 2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか（「大学」第21条）。

各科目は、原則として、半期週1回90分を15回の2単位科目として開設されている。ただし、一部科目については、その必要性から週2回各90分を30回の4単位科目として（「民法（総則・物権）」、「民法（債権総論・担保物権）」、「民法（債権各論）」）、あるいは科目の特性から1単位科目として開設されている（「登記実習」、「エクスターンシップ」）。

両科目とも、春のガイダンスにおいて内容の説明がされ、「登記実習」については、1日の集中講義と3日間の実習が、「エクスターンシップ」については、実習説明会（1時間）と最終ガイダンスを経て、4日間の実習が行われている。（添付資料2-6「2012年度登記実習及びエクスターンシップの実施内容」）

学年、学期についても、偏りなく配当しており（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「教育課程表」）、時間割についても、履修可能な科目（とりわけ、同時期配当の法律基本科目）が重ならないよう配慮している（添付資料2-3「2012年度法務研究科時間割表」）。

#### 2-7 1年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか（「大学」第22条）。

2-6でも述べたとおり、各科目を半期週1回90分を15回の2単位科目として開設しているから、授業そのものは前・後期あわせて30週となり、補講期間が、前・後期あわせておよそ1週、定期試験期間が、前・後期各1週間ずつ、あわせて2週、追試験・再試験期間が、前・後期分各1週間

ずつ、あわせて2週であり、全部でおよそ35週で設定されている（添付資料2-11『法務研究科学修スタートガイド2012』p.1）。

**2-8 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか（「大学」第23条）。**

2-6でも述べたとおり、各科目を半期週1回90分を15回の2単位科目として開設している。

ただし、「登記実習」は夏季休業期間中に、「エクスターンシップ」は春季休業期間中に、集中講義として行っている。これらの科目は、一定期間学外で研修を行うものであるから、通常の授業の受講に支障がないように配慮して集中講義として行う必要があるものである（実施内容については、後述2-13を参照）。

なお付言しておけば、通年で開講されている「リーガルクリニック」については、時間割表上「時間外」の扱いとなっているが、原則として、毎週金曜日の授業時間後に行われるものであり、集中講義となっているわけではない（実施内容については、後述2-13を参照）。

**（法理論教育と法実務教育の架橋）**

**2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。**

1 法律基本科目のうち、演習科目については、原則として、研究者教員と実務家教員がペアとなって担当している。なお、「民事法総合演習Ⅰ」、「同Ⅱ」については、扱う領域がより広く、複合的であるから、研究者教員4名と実務家教員1名が担当している。

行われる演習の各回につき、研究者教員と実務家教員のどちらかが主担当となって演習運営をするが、主担当となっていない教員も演習には必ず参加をしている。そして、研究者教員と実務家教員との間では、法理論教育と法実務教育の架橋を図られるよう、事前に打ち合わせがされ、また、演習中には、主担当でない教員から、適宜コメントがされることになっている（例えば、研究者教員が主担当の回では、実務家教員が実務的な観点からのコメントをするなど）。

2 実務基礎科目のうち、「リーガルクリニック」については、全教員が担当することになっている。各事件の実際の法律相談は、主として実務家教員（実務家の非常勤講師を含む）が受けるが、学生とともに研究者教員も同席することとしている。そして、相談者の法律相談を受けた後には、研究者教員を交え、理論的な側面を含め、質疑・討論が行われることになっている。また、自治体の法律相談と国際人権問題の相談については、研究者教員の協力のもと、前者では立法支援等が、後者では人権救済活動に対する理論的な支援等が行われることになっている。

**（法律実務基礎科目）**

**2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第53号」第5条第1項第2号）。**

実務基礎科目として、1年次に「法曹倫理」、2年次に「民事実務」、「刑事実務」（各2単位）が、必修科目として開設されており、かつ、いずれの科目も、実務家専任教員（みなし専任教員を含む）が担当している。

なお、2-4で述べたように、2013年度から「法曹倫理」を1年次から2年次配当に変更することになっているが、配当年次の変更以外は、従前と異なるところはない。

**（法情報調査及び法文書作成）**

**2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。**

法情報調査を扱う科目として、基礎法学において、「法情報学」（2単位）が1年次配当で、また、法文書作成を扱う科目として、実務基礎科目において、「民事実務」、「刑事実務」（各2単位）が2年次配当で、いずれも必修科目として開設され、かつ、専任教員（みなし専任教員を含む）が担当している。



## (実習科目)

2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。

実務基礎科目において、2年次に「リーガルクリニック」（2単位）が、3年次に「エクスターンシップ」（1単位）が開設されている。

また、3年次に「登記実習」（1単位）が開設されている。これは、司法書士養成を目的とするものではなく、法曹実務家には、広く登記実務についての知識についても要求されるわけであるから、法曹に求められる実務的な技能修得という意味で、選択必修科目として特に設けているものである。

このほか、「民事実務」「刑事実務」においては、起案のほか模擬裁判が行われている（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』pp. 35-36、pp. 109-110）。

2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。

### 1 「リーガルクリニック」について

2年次に開設されている「リーガルクリニック」（2単位）については、それ以前に修得した法理論が実際の紛争例を通して検証されることになる。つまり、法的知識の確認、応用、限界、法創造等の実践経験を積むことになる。また同時に、相談の受け方、相談者への対応の仕方などのローヤリングを学ぶことで、実社会での法曹の役割を体験する。

法律相談を受けるに先立ち、クリニックのあり方や意義並びに遵守すべき事項について、専任の実務家教員が講義をする。

法律相談は、大学キャンパス内と「横浜弁護士会・神奈川大学みなとみらい法律相談所」内で行われる。選択必修科目であるから、希望する学生の数に応じて、5ないし10名の班分けが行われる。具体的には、①一般民事事件を主として扱う一般民事チーム、②自治体の法律問題と国際人権を主として扱う自治人権チームに分けられる。

法律相談の回数は、①一般民事チームは、学内の一般民事相談4回、自治人権相談2回、みなとみらい法律相談所で行われる法律相談の立ち会い2回を必須とし、②自治人権チームは、学内の一般民事相談2回、自治人権相談4回、みなとみらい法律相談所で行われる法律相談の立ち会い2回を必須とする。

以上の法律相談の各班は、実務家教員が担当者として責任を持ち、かつ、各法律相談ごとに、その内容に応じて、必ず研究者教員が担当者として割り当てられる。

法律相談が行われた後には、研究者教員も交え、相談内容についての質疑、討論が行われ、さらに問題の所在や問題解決についてのレポート作成が課題とされている。そして、これらをもとに責任者たる実務家教員が各法律相談に成績評価（合・否の判断）をしている。このため、最終的な成績評価は、責任担当教員による口述試験を経て、合・否により行うことになっているが、実際には、各法律相談の成績評価をもって口述試験に代えられている。

### 2 「登記実習」について

3年次に開設されている「登記実習」（1単位）については、民法及び商法等の実体法が登記にどのように反映されているのかを中心に、実際に体験することで、法理論を登記実務に即して確認をすることになる。また、実際の登記実務をその専門家である司法書士のもとで体験することで、法曹実務家にも要求される登記実務について、基本的な技能修得が図られることになる。

実際の登記実務に入る前に、履修者は科目担当教員（非常勤講師・司法書士）から登記法に関する概説的講義を受ける。

その後の司法書士事務所での実務研修は、1日8時間で3日間行われる。具体的な内容は、研修期間内の指導担当司法書士が扱う事項に即したものとなるため、あらかじめ特定することはできない。

登記実習担当教員（非常勤講師・司法書士）は、配属先の指導担当司法書士から実務研修に関する報告書の提出を受け、また、学生から登記実習のレポート提出を受け、成績評価を合・

否により行う。

### 3 「エクスターンシップ」について

3年次に開設されている「エクスターンシップ」（1単位）については、それ以前に修得した授業内容を法律実務に即して確認し、また、直接の体験を通じて、実務内容と実務法曹を身近なものとして捉えることになる。ここでは、理論と実務の架橋的教育が行われるだけでなく、司法研修所入所後の実務修習への円滑な導入が目的となっている。

実際の実務研修に入る前に、履修者は、裁判官、弁護士から法律実務に関するガイダンスの講義を受けることになっている。これまでのところ、ガイダンスは専ら弁護士から受けている。

その後の法律事務所での実務研修は、1週間（実質は5日間）行われる。具体的な内容については、研修期間内に指導担当弁護士が扱う事項に即したものとなるため、あらかじめ特定することはできない。ただし、横浜弁護士会により、担当弁護士に対し「指導内容」として推奨されている内容は、①法律相談立ち会い（弁護士が法律相談を受ける際に同席するなど）、②事案検討（依頼内容、相談内容・説明を聞いて、方針、回答内容を検討する）、③簡単な実務的文書の起案（内容証明の起案など）、④法律文献調査（依頼、相談を受けた内容に関する判例、文献の調査など）、⑤法廷傍聴（担当弁護士が出席する口頭弁論、公判についてのもの）となっており、履修者は、弁護士の指導のもと、これらの全部又は一部を体験的に学習する。

「エクスターンシップ実施担当委員会」が、本研究科委員長のもと、実務家教員及び横浜弁護士会の法科大学院に関する委員会の委員により構成される。そして、「エクスターンシップ」の成績評価については、以下のように行われることが、研究科委員会において確認されている。すなわち、本委員会に対し、指導担当弁護士は研修の評価書を提出し、また、学生はエクスターンシップの報告書を提出する。これらを踏まえ、本委員会で審議をし、必要に応じ履修者に対する口頭試験を課したうえで、担当教員が成績評価をする。評価は合・否により行われる。

#### （実習科目における守秘義務等）

2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。

1 守秘義務に関しては、「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第2条の2に規定を置き、学生は、実習科目を履修するときは守秘義務を負い、守秘義務誓約書を提出することとしている。また、守秘義務に違反した場合には、懲戒の対象となるものとしている。さらに、履修登録を行わない学生で、実習科目に参加する場合にも、同様としている。

なお、「登記実習」、「エクスターンシップ」の場合、学生から提出を受けた守秘義務誓約書を実習先の各事務所に提出している。

2 特に、「リーガルクリニック」においては、相談者に対し、守秘義務に関する文書を提示し、合意が得られてから相談を受けることにしている（添付資料11-3「誓約書」）。

「みなとみらい法律相談所」における立ち会いについても、同様である。

3 以上の守秘義務については、担当教員により、各実習科目のガイダンスにおいて、十分な注意を行っている。

4 なお、本研究科においては、全学生が「法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠しコース）」に加入している。（添付資料11-4「法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入に係る資料」）

#### （特色ある取組み）

2-15 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育課程について、特色ある取組みを行っているか。

1 法律基本科目のうち、特に基本となる憲法・民法・刑法の内容については、1年次に集中的に履修できるように科目配置をし、その上で、2年次・3年次に反復学修できるような教育課程としている。

2 本学固有の理念・目的・教育目標達成のために、種々の科目を開設し、それが効果的に履修されるための工夫として、コース制を設けていることについては、2-2で述べた通りである。

3 その他、2010年度から、修了要件としてGPA制度を設け、これに伴い、「特別再履修」

の制度を設けた。「特別再履修」の制度は、「可」で単位修得した科目に限り、翌年度以降、特別に再度の履修を認めるものである。したがって、直接は、GPAの値を引き上げることを目的とするものであるが、同時に、早い段階で「特別再履修」することで、基礎固めを促すものであり、段階的履修に資することも目的となっている。

#### [点検・評価(長所と問題点)] (「評価の視点」2-1から2-15)

法令が定める4科目群についての法科大学院制度の目的に即した構成、授業科目のバランスのとれた開設、並びに授業科目内容の各科目群への適合性という点では、法令の定める4科目群すべてについて科目を開設し、授業科目の内容も、各科目群にふさわしいものとなっており(「告示第53号」第5条)、かつ、法曹養成の基本理念にかなうよう、科目を開設しており(「連携法」第2条)、問題はない。

法科大学院固有の教育目標達成にふさわしい授業科目の開設については、本研究科固有の教育目標を達成することができるよう、授業科目を充実させており、これらの科目についての段階的、体系的履修についても配慮し、かつ、主要な科目の相当数は、本研究科の専任教員が担当している。

学生の履修が4科目群のいずれかに過度に偏らないような適切な配慮については、第1に、各科目群それぞれに必修科目を置き、また、コース制を採用することにより、各コースで指定された隣接科目、展開・先端科目に含まれる科目のうちから選択、履修しなければならないものとするので、配慮している。第2に、修了要件総単位数に占める各科目群の割合に関しては、法律基本科目が60%を上回るが、70%を下回っており、これは前述の中教審報告を受けての変更の結果であるので、やむを得ないものと考えている。これに対して、実務基礎科目に関しては、従前、10%をやや下回っていたところ、ほぼ10%となり、改善されたものと考えている。その他の科目群に関しては、修了要件として求められる単位数を2単位少なくしたが、これは、中教審報告を受けて1年次の法律科目を必修科目として6単位増加させるのに伴い、修了要件単位数も6単位増加し、また、実務基礎科目の修了要件単位数を2単位増加させたことを考慮した結果である。以上のように、各科目群のいずれかに過度に偏ったカリキュラムとはなっていない(「告示第53号」第5条第2項)。

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と履修が系統的・段階的に行えるような適切な配置については、カリキュラム・ポリシーでこれを明示した上で、必修科目と選択必修科目とに適切に分類され、学生の履修の点でも、系統的・段階的に行えるよう配慮をしている。特に、コース制(「地域と企業コース」、「市民と自治体コース」)を採用することで、隣接科目、展開・先端科目については、系統的な履修ができるよう工夫がされている。なお、2013年度から、「法曹倫理」を1年次から2年次配当に変更することを決定しているが、系統的・段階的履修を考慮したものであり問題はない。

単位数、授業期間の設定、授業期間の単位については、いずれも法令を遵守し、適切に設定されており問題はない(「大学」第21条～第23条)。

法理論教育と法実務教育の架橋を図るためのカリキュラム編成、授業の内容、履修方法等の工夫については、研究者教員と実務家教員が共同して同一科目にあたり、緊密に連携することで、理論と実務の架橋が図られる仕組みが作られており、これにより、研究者教員、実務家教員がそれぞれ単独で担当する科目においても、理論と実務の架橋という観点からの連携が図られるようになっている。ただし、実務家教員の任期は原則として3年であり、短期でその交代が生じることになることから、新任の実務家教員との連携が緊密に図られるようにする工夫が必要である。

法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、いずれの科目も必修科目として開設されており、さらに、専任の実務家教員が担当しており、問題はない。

法情報調査及び法文書作成を扱う科目の開設についても、必修科目として開設されており、さらに、「法情報学」は、法情報調査についても研究領域とする専任の研究者教員が担当し、その授業は、文献・コンピュータを利用した法情報の収集にとどまらず、その情報を分析、文章化することを含み行われ、「民事実務」、「刑事実務」については、それぞれの領域を専門とする専任の実務家教員が担当し、起案を織り交ぜた授業内容となっており、問題はない。

法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的技能の修得、法曹としての責任感涵

養のための科目開設については、法曹としての実務的技能の修得、責任感涵養を目的とする実習科目を開設しており、問題はない。

実習科目の内容の臨床実務教育への適合性と明確な責任体制のもとでの指導については、「リーガルクリニック」、「登記実習」、「エクスターンシップ」のいずれについても、臨床実務教育にふさわしい内容となっており、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われており、問題はない。

実習科目における守秘義務に関する仕組みの整備と適切な指導については、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが法務研究科履修規程により整えられ、適切に指導が行われており、問題はない。

教育課程の特色ある取組みについては、特に法律基本科目につき、反復学修できるような教育課程としており、また、コース制を設けることで、本学固有の理念・目的・教育目標達成のための工夫をしている。さらに、GPA制度と連動させて特別再履修の制度を設けることで、段階的履修を促すための工夫もなされている。

#### [将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」2-1から2-15）

法理論教育と法実務教育の架橋を図るためのカリキュラム編成、授業の内容、履修方法等の工夫については、実務家教員の任期は原則として3年であり、短期でその交代が生じることから、新任の実務家教員との連携が緊密に図られるようにするために、人事については、できるだけ早期に決定をし、その上で、前任者・新任者・研究者教員との間で、科目内容の打ち合わせを密に行い、交代による問題が生じないように対応することとしている。

### （2）教育方法等

[現状の説明]（「評価の視点」2-16から2-43）

#### （課程修了の要件）

2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。

1 課程修了の要件については、次のようになっている。

(1) 在学期間については、原則として3年以上であり、法学既修者については原則2年以上としている（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第23条の2第2項）。

(2) 修了認定に必要な単位数は、教育課程表にある科目のうちから、従前は96単位以上選択履修することとしていたが、2009年の中教審報告を受け、1年次の履修登録の上限を6単位増加させたことから、2010年度から102単位以上選択履修することとしている。

2 なお、前回の認証評価受審時において、「学修指導」の時間が問題であるとの「勧告」を受けたが、2009年度から廃止しており、「2009年度神奈川大学 大学（認証）評価に伴う『専門職大学院専門評価分科会報告書』」で改善が確認されている。この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

#### （履修科目登録の上限）

2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。

1 1年間に履修登録できる単位数は、次のようになっている。

(1) 1年次については、従前は、34単位を上限としていたが、2009年の中教審報告を受け6単位の増加措置をとったため、2010年度から40単位を上限としている。

(2) 2年次については、従前より、34単位を上限としている。

(3) 3年次については、44単位を上限としている。

2 以上に対し、法学既修者として入学した者は、その入学年度に限り、次のような例外措置がとられている。

(1) 入学年度に限り、原則として38単位を上限として履修登録できる。

(2) 法学既修者認定に際して免除科目とならなかった科目のある者は、40単位を上限として履修登録できる。

3 以上のほか、本研究科が前・後期制を採用していることから、2007年度より、次のように前期に履修登録できる単位数を定めている。

まず、未修者について、1年次は前期24単位、2年次は前期18単位、3年次は前期26単位を上限として、履修登録することができ、次に、既修者について、2年次（入学年次）は前期20単位、3年次は26単位を上限として、履修登録できるものとしている。前・後期制を採用し、各学期ごとに履修登録をすることになっているため、どちらかの学期に履修登録をする科目（単位）数が偏ることで、段階的・系統的な履修の妨げにならないようにするためである。

#### （他の大学院において修得した単位等の認定）

2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内、ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみることができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第21条）。

学則において、学生が他の大学院において履修した授業科目について、本研究科において教育上有益とみとめられる場合には、30単位を上限として、本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第13条第4項、第5項）。

単位認定の申請があった場合には、まず、本研究科教務担当委員が、認定を求める授業科目につき単位修得した大学のシラバス等を参照し、次いで、認定を求められた授業科目の担当者と協議をし、さらに、必要に応じて認定を求める学生と面接した結果に基づき、最終的には、認定の可否についてを本研究科委員会会で決定している。

#### （入学前に修得した単位等の認定）

2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第22条）。

学則において、まず、学生が本研究科入学前に履修した授業科目について修得した単位は、本研究科の教育上有益と認められる場合に限り、30単位を上限として、本研究科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる、と定められ、また、このみなし修得単位数は、学生が本研究科入学後に他の大学院において修得した単位につき、本研究科で単位として認定された単位数と、法学既修者についてのみなし修得単位数と合わせて30単位を超えることができないものと定められている（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第13条の3）。また、みなし単位認定の可否について、最終的には、本研究科委員会の議を経て認定することができるものとされている（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第13条の3第1項）。

認定に際しての手続きについては、2-18で記述したとおりとなる。

なお直近では、2012年度に既修者として入学した学生につき、「法曹倫理」「法情報学」「国際関係法」（各2単位）の単位認定を行った例がある。（添付資料11-5「既修得単位認定結果」）

#### （在学期間の短縮）

2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。

本研究科では、2-19で述べたとおり、学生が本研究科入学前に、他の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、30単位を上限として、本研究科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。しかし、これに伴う在学期間の短縮は行っていない。

#### （法学既修者の課程修了の要件）

2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の

修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。)に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。

1 本学における法学既修者とは、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると本研究科が認める者のことをいい、その在学期間については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとされている(添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第23条の2第2項)。

2 法学既修者については、以下の科目と単位数が修得したものとみなされる(添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第13条の3第2項、第10条に定める別表、すなわち教育課程表中の履修方法2を参照)。

(1) 原則として、1年次配当の法律基本科目は、すべて単位数修得したものとみなされる。すなわち、従前は、10科目24単位数が修得されたものとみなされるものとしていたが、2009年の中教審報告に基づき、1年次の法律基本科目を6単位数増加させたことに伴い、2010年から、1年次配当の法律基本科目12科目30単位数(「公法(人権)」、「同(統治機構)」、「同(行政法総論)」、「民法(総則・物権)」、「同(債権総論・担保物権)」、「同(債権各論)」、「同(親族)」、「同(相続)」、「民事訴訟法Ⅰ」、「刑法総論Ⅰ」、「同Ⅱ」、「刑法各論」)が修得されたものとみなされる。

(2) また、導入科目の性質を備える、展開・先端科目1科目2単位数(「司法制度論」)がすでに修得されたものとみなされることになっている。この点は、前回の認証評価において、再検討が望まれた点であるが、科目の内容に鑑みて、変更は行っていない。ただし、前回の認証評価を受け、初学者向けであることをシラバス上明記することとしている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.67、添付資料11-6「司法制度論講義資料」)。

(3) なお、既修者認定試験において成績不良の科目がある場合には、当該科目に関連して、6単位数までは単位数修得したものとみなされないことがある。この点は、2009年度の中教審報告に基づき、2010年度から定めたところである。

#### (履修指導の体制)

2-22 法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。

1 入学予定者に対しては、入学当初から学修が適切に行われるよう、入学前の課題を与えている。具体的には、未修者を念頭に置き、法律基本科目についての入門書を、あるいは、既修者については、これまでの知識と理解を整理することができる書籍を紹介し、読了したうえで、入学するよう指導している。

2 入学当初に、教育課程上の成果を上げるために、ガイダンスが行われている。その際、本研究科の基本理念、目的の説明にとどまらず、カリキュラムの構成等の説明を詳細に行っている。

3 本研究科では、少人数によるクラス制と複数担任制を採用し、個々の学生に応じた履修指導が行えるように配慮している。

(1) まず、各クラスには、クラス担任があてられる。クラス担任は2人制で、研究者教員1名と実務家教員1名が担当しており、学生の個別の相談に応じられるようにしている。

(2) 次に、クラス懇談会は、入学当初のガイダンスの後に必ず開催され、法学未修者及び法学既修者それぞれに対する教育課程上の指導を行っている。また、クラス担任は、原則として持ち上がり制で、3年間(法学既修者の場合2年間)同一の教員が担当することになっている。そして、以上のクラス懇談会は、入学年度だけでなく、毎年度開催され、かつ、春のガイダンス時だけでなく、1年間を通じ、随時開催されている。

4 1年次前期授業科目のうち、「法情報学」、「司法制度論」は、法学入門を兼ねた必修科目であり、法学未修者はその両方の科目を、法学既修者は、法学未修者とともに「法情報学」を履修することで、本研究科の学修に円滑に移行できるよう配慮している。

5 なお、前回認証評価時においては、「学修指導」の時間を設け、科目担当者による当該科目についてのオフィス・アワーと位置づけていたが、「勧告」に従い2009年度から廃止している(2-3参照)。

## (学習相談体制)

### 2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。

学生の学習方法等についての相談には、専任教員が、次のようにして対応している。

1 専任教員についてはオフィス・アワーを設定し、前期・後期ごとにこれを学生に公表している。

2 少人数のクラス制度が設けられ、各クラスごとに専任教員2名（研究者教員と実務家教員各1名）が、クラス担任となっていること、また、適宜クラス懇談会が開催されていることについては、記述のとおり（2-22参照）。その他、定期テスト後、成績不良者に対しては、クラス担任が学習方法等の聞き取りをし、指導することになっている（成績不良者に対する指導実績については、添付資料11-7「2012年度第6回神奈川大学大学院法務研究科委員会議事録」を参照）。

3 以上とは別に、専任教員による新入生全体に対する懇談会を、ゴールデンウィーク後の適当な時期に開催している（開催実績については、添付資料11-8「新入生との意見交換会のお知らせ」を参照）。

4 さらに、e-Learning システム上で、学生からの相談等に応じられるようになっている。

5 なお、前回認証評価において、夏季休業、春季休業に実施される「特別講義」については、学習支援の範囲を逸脱し、事実上の補講や専任教員による受験対策の機会になる場合があり、適切とは言えないので、改善されたい、との「勧告」を受けたが、この点については、すでに改善済みであり、2-25で詳細は述べることにする。

### 2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。

1 本研究科では、アカデミック・アドバイザー（以下、「AA」とする。）による相談、学習支援が行われている。本学のAAとして、常勤のAA1名（業務委託契約により週4日勤務）と非常勤のAA若干名が配置されており、いずれも司法試験合格者である。

2 AAによる指導は、学生一人ひとりの学習を支援するために行われるものであり、基礎学力の補充や弱点の克服を中心に、学生からの要望に応じて内容を編成している。

3 なお、前回認証評価における、AAによる指導が、一部司法試験対策に偏するおそれがあり、また専任教員による監督体制が十分ではないので、改善が望まれる、との「助言」を受け、次のように対応している。

(1) なるほど、一部に「答案練習」と称する内容が含まれているが、法曹としての資質に必要な論理的な思考力、法律的な文章表現力等を身につけさせることを主目的とするものであり、司法試験対策に偏するものではない。

(2) また、司法試験対策に偏する指導とならないよう、次のような「監督体制」がとられている。まず、従来より、年1回、専任教員とAAとの意見交換会を開催している。その場で、AAからの実施報告を口頭で受けていたが、指導内容を確実に把握するため、2010年度後期から、実施日時・時間・対象者・内容等を所定の様式で報告を受けることとした。さらに、各年度のAAの採用に関しては、研究科委員会において、具体的な指導内容等も斟酌のうえ、採否を設定することとしている。

以上の改善内容については、2012年度「改善報告書」に記したとおりである。

### 2-25 正課外の学習支援（法科大学院以外の組織における活動であって、法科大学院が関与し法科大学院の学生が参加するものを含む。）が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。

正課外の学習支援としては、次の3つが行われている。

1 まず、専任教員による、「学修支援」が行われている。これは、学生の求めに応じて、少人数の学生を対象としてゼミ形式で行われるものであるが、その多くは、修了生に対するものであり、一部、在学中の学生の求めに応じて行われている場合であっても、成績不良者を対象とするフォローアップを目的とするものである。また、学修指導の内容については、司法試験受験対策に偏する内容とならないよう、実施報告書を提出することになっている。

2 次に、AAによる学習支援（「フォローアップ講座」）が行われている。その内容については、2-24で述べた通りである。

3 最後に、夏季、春季休業中に「特別講義」が行われている。2-23でも記したように、前回認証評価における「勧告」を受け、次のように行われている。まず、学生アンケートで希望された科目に限り行われており、出席が強制されるものではなく（この点は従前から同様）、次に、開講される科目については、すべて非常勤の教員によって行われている（この点は2010年度以降改められた点）。したがって、「事実上の補講」とはなっておらず、「専任教員による受験対策の機会」ともなっておらず、フォローアップを目的とするものとなっているので、改善済みである（以上については、2012年度「改善報告書」記載のとおり）。

#### (授業計画等の明示)

**2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第1項）。**

1 本研究科では、シラバスについては、冊子体の『法科大学院履修要覧・シラバス』を毎年作成し、学生に配布している（配布時期は、4月当初のオリエンテーション時）。また、同一の内容は、コンピュータを利用してウェブ上でも公開されている（公開時期は、3月中旬から下旬）。

シラバスには、全科目について、授業内容、授業計画、授業運営、評価の方法、使用書、参考書が記されている。本研究科の場合、原則として1科目の授業は半年間で行われるが、後期に開講される科目についても、年度当初のシラバスに、上記内容が記載されている。

さらに、法務研究科においては、シラバス全体を統括する担当者が1名置かれており、各講義担当教員が執筆したシラバス案を入念にチェックし、記述を改善すべきときには、具体的に修正を指示することになっており、その指示後も修正が不十分だと判断されるときは、法務研究科FD委員会の議を経て、さらに修正勧告を行うことになっている。

2 なお、学生の理解・参加状況は、年度によって異なり、当初の授業計画どおりに進行しないこともある。これによる不都合については、教育研究支援システムとして採用されているe-Learning システムを利用することにより、授業計画の変更・修正について、あらかじめ学生に周知できるようになっている。

また、シラバスとは別に、e-Learningシステムを利用して、ティーチングポートフォリオを活用している。ここでは、講義開始前の段階で、授業の目的・他の科目との関連性などが記載されることになっており、さらに、全ての授業が終了した後、授業内容、計画、運営等について、自己点検が行われることになっている。

**2-27 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。**

本研究科が学生に対して行った各授業科目のアンケート調査によれば、また、全授業終了後に記述される各教員による自己点検（ティーチングポートフォリオ）においても、概ね、シラバスに沿って当該授業が行われていることが確認できる。

#### (授業の方法)

**2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。**

本研究科では、学生に対し、各学期、各授業科目のアンケート調査を行っており、そこには、「この授業は双方向的に行われていますか」、「授業中の質問に対して適切な対応がなされていますか」との質問項目が含まれている。学生は、各質問に対して、「1. 強くそう思う」、「2. そう思う」、「3. どちらともいえない」、「4. そう思わない」、「5. 全くそう思わない」のうちどれかを回答することになっている。2009年度前期から2012年度前期までの学生の回答は、演習科目はもちろん、講義科目においても1、2、3に集中しており、授業は適切に実施されている。

(添付資料2-21「授業評価アンケート」)



**2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。**

2-5で述べたとおり、法律基本科目において、授業時間中に、司法試験の短答式試験問題を扱う場合には、知識等の確認のため、補助的に使用されるのとどまるのにすぎない。演習時間中に起案させる一部の演習科目においても、司法試験の論文式試験を使用するものではなく、実際に使用される問題は、オリジナルのものであり、例えば、既に演習において扱ったテーマを中心に、知識や論理的な理解の確認のために行われたり、あるいは、事前に伝えられたテーマの予習を前提とする理解度を確認するために行われたりするものである。したがって、授業内容との連続性・体系性を欠くものではなく、問題はない。

また、「民事実務」、「刑事実務」の中で、法律文書の作成をさせることがあるが、それは、起訴状、訴状、答弁書、判決書などの作成であって、やはり、司法試験の受験対策ではない。

**(授業を行う学生数)**

**2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第6条第1項）。**

本研究科では、原則として、受講者が講義科目は50名、演習科目は25名を超えることがないように、開設当初より配慮してきた。

現在の本研究科の入学定員は35名であり、現実の入学者はさらにこれを下回るものであるから、1年次配当科目の全科目の受講者数が、50名を大きく下回り、少人数で行われている。なお、1年次配当科目を前年度に修得できなかった学生による再履修、あるいは、特別再履修があっても、50名を超えることはない。

2年次以降配当の科目についても、入学定員と入学者数の実数から、全ての科目において、50名以下で行われている。

なお、2年次以降に開講される演習科目については、入学定員と入学者の実数から、これに再履修者を加えても、1クラスで行っても25名を超えることがないところ、原則として2クラスに分けて行い、少人数教育を実施している。

以上のことについて、詳細は、「法科大学院基礎データ」表4を参照。

**2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）が法令上の基準（50人を標準とする）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第6条第2項）。**

2-30で述べたとおり、本研究科においては、講義科目については、50名を標準として行い、演習科目については、履修予定者を2クラスに分け、1クラス25名を標準として行うことにし、法律基本科目のうち、講義科目と演習科目もまた、この基準に従って、適切に設定されており、入学定員と入学者の実数からも、この基準は遵守されている（その詳細は、「法科大学院基礎データ」表4を参照）。

**2-32 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。**

個別的指導が必要な「リーガルクリニック」、「登記実習」、「エクスターンシップ」については、いずれも、それにふさわしい学生数が設定されている。

「リーガルクリニック」については、希望する学生の数に応じて、5ないし10名の班分けが行われ、各班には実務家教員と研究者教員がそれぞれ担当者として割り当てられている。そして、その班ごとに法律相談を受け、あるいは、法律相談に立ち会い、班ごとに割り当てられた担当教員と学生との間で、質疑、討論が行われている。

「登記実習」については、1～3名ごとに司法書士事務所での実務研修を受けることになっており、また、受講者全員に対して、実習に先立ち概説（ガイダンス）的講義が行われるが、受講者が20名を超えたことはない。

「エクスターンシップ」については、弁護士1名に対し学生1名が、弁護士事務所での実務研修を受けることになっている。

## (成績評価及び修了認定)

2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか(「専門職」第10条第2項)。

### 1 成績評価について

(1) 「神奈川大学大学院学則」第19条に基づく「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条によれば、成績評価については、

- (秀) 100点～90点 合格
- (優) 89点～80点 合格
- (良) 79点～70点 合格
- (可) 69点～60点 合格
- (不可) 60点未満 不合格

とされており、再試験の合格評価は、再試験の結果に平常点を加え、合格最低点(60点)をもって行うものとしている。

学生に対しては、成績評価が「絶対評価」により行われること、「評価区分」と「評価基準」が下記のようなものであることを、シラバスを通じて知らせている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.11)。

- (秀) 90点以上…所期の目標を十分に達成し、特に秀でた成績を示している。
- (優) 80点以上…所期の目標を十分に達成し、優れた成績を示している。
- (良) 70点以上…不十分な点があるが、所期の目標をほぼ達成している。
- (可) 60点以上…所期の目標の最低限は満たしている。
- (不可) 60点未満…いくつかの重要な点において所期の目標を達成していない。

(2) また、以上のような成績評価になじまないため、成績評価を合否判定で行う科目として、「リーガルクリニック」、「登記実習」、「エクスターンシップ」がある。

学生に対しては、成績評価が「合」「否」により行われ、「評価区分」と「評価基準」が下記のようなものであることを、シラバスを通じて知らせている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.11)。

- (合) …授業の内容・目的を「理解している」と評価できる。かつ実習活動にも満足している。
- (否) …授業の内容・目的が「理解不十分」と評価される。あるいは実習活動に不満足である。

### 2 履修した授業科目の成績評価基準について

(1) 学生が履修した授業科目の成績評価基準は、各授業科目の担当教員が、シラバスの各授業科目の部分であらかじめ示しており(例えば、試験による評価○○%、平常点による評価○○%のように記載される)、再試験についても同様である。なお、平常点の評価項目についても、同様にシラバスに示されるが、同時に、各授業科目の中で学生に周知されることになっている。

(2) 成績評価について、「絶対評価」によるものとし、このことは、シラバスに記載されている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.11)。

(3) なお、前回認証評価において、一部の科目において、学期末試験と平常点の割合が示されていないなど、成績評価基準が十分に明示されていないので、改善を要すると「勧告」を受けた。この点については、シラバス全体を統括する担当者が1名置かれ、各講義担当者によるシラバス案をチェックし、記述の改善を要する場合にはその修正を指示し、その指示後も十分な修正がなされない場合には、FD委員会の議を経てさらに修正勧告を行うことにしており、改善されている。以上のことは、2012年度「改善報告書」に記載のとおりである。

### 3 単位認定について

学生が履修した授業科目の単位認定については、前述の成績評価基準により行われている。また、各学期(前・後期)の単位認定は、各学期終了後の研究科委員会において行われることになっている(添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第19条の2)。

なお、他の大学院において修得した単位等の認定、入学前に修得した単位等の認定については、すでに述べたとおりである(2-18、2-19参照)。

以上の内容は、「学則」に基づくもので、シラバスに掲載されている。

#### 4 課程修了の認定について

(1) 本研究科の課程修了の要件につき、「神奈川大学大学院学則」第23条の2第2項によれば、「法務研究科の課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得するとともに、教育課程表に規定する他の要件を全て満たすこととする。ただし、法学既修者の在学期間については、当該課程に2学年以上在学すれば足りるものとする」と定められる。

(2) 課程修了のための単位数は、学則別表に定めるとおり、102単位以上となっている。

(3) 課程修了のための単位数を修得するほか、2010年度から、GPA制度を導入し、GPAが1.8以上であることも修了の要件となっている（添付資料2-5「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条の2、教育課程表）。

なお、講義・演習科目の成績評価区分に基づくGPAの値とその計算方法を含め、修了要件については、シラバスに掲載されている（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.11-12）。

<b>2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。</b>
---

#### 1 成績評価・単位認定を客観的かつ厳格に行うための方策

##### (1) 成績評価について

成績評価の（秀・優・良・可・不可）については、シラバス記載のとおり「絶対評価」によるものとし、各授業科目に担当教員が、定められた書式に従って、定期試験、平常点の評価基準を記載して、提出が義務づけられると同時に、授業科目ごとの成績分布も各授業科目の担当教員が作成し、教務委員に提出することになっている。さらに、各授業科目については、その定期試験の講評を、e-Learning 上で担当教員により行うこととしている。

##### (2) 単位認定について

本研究科における単位認定は、各授業科目の担当教員による成績評価がなされた後、最初の研究科委員会において行われる（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第19条の2）。ここでは、各授業科目ごとに審議を行っており、各科目担当教員による説明の後、質疑応答がされ、疑義がないことが確認されて、最終的な認定が行われている。

なお、成績評価基準が著しくバランスを欠く例が見られるときは、研究科委員会において、授業担当教員の所見を聞き、審議のうえ必要に応じて修正を指示している。

##### (3) 成績評価に対する学生の成績照会と異議申立て制度

前述の研究科委員会における単位認定の後、各学期の成績評価を学生に開示される際、併せて、一定期間、学生は成績照会をすることができること、その回答に対して、学生は異議申立てをすることができることを文書により通知している。

成績照会と異議申立ての手続きは、内規によりこれを定めており（添付資料2-16「法務研究科成績照会・異議申立てに係る取扱要領」）、学生が文書により成績照会をすると、直近の研究科委員会で報告がされ、当該科目担当教員は、学生に対し文書で回答するものとしている。その後、異議申立てが、学生の文書によりなされると、その審査委員会が立ち上げられ、審査結果、すなわち、成績変更の要否については、研究科委員会で審議がされることになっている。

#### 2 成績評価・合否の割合等のばらつき・再試験の位置付けについて

なお、前回認証評価においては、成績評価・合否の割合等にばらつきがあること、成績評価のばらつきが再試験により是正されていることに伴う再試験の位置付けについて、「勧告」を受けた。

(1) まず、成績評価の客観化・厳格化という観点から、成績評価は「絶対評価」によるものとしており、成績評価・合否の割合等のばらつきについてを、「相対評価」により是正することは行っていない。

(2) 個々の担当教員による主観的事実による成績評価のばらつきを是正すべきことは当然であるから、専任・非常勤講師を問わず、定期試験実施に先立ち、定期試験の作問依頼に際し、厳正な成績評価をすべきことを、FD委員会から文書により指示をしている。

(3) その他、客観的・厳正な成績評価を担保する方策については、前述のとおり。

(4) なお、再試験については、受験資格の認定は科目担当者が行い（添付資料2-5「神奈川

大学大学院法務研究科履修規程」第5条)、また、その実施の基準は、定期試験の評価が不可となった者に対し、補習を実施した上で、正規の授業・補習の内容を踏まえた再試験を実施するというものであり、この運用について、担当教員が基準を踏まえ、独自の方法をとらないよう、研究科委員会で実施方法を確認している。したがって、再試験制度により、成績評価のばらつきは是正がある程度なされているとしても、それは結果的にそうなっているにすぎず、ばらつきは是正を目的とするものではない。

以上の(1)～(4)については、2012年度「改善報告書」に記載のとおりである。

### 3 課程修了の認定について

本研究科における課程修了の認定は、以上のような成績評価と単位認定の手続きを経て、年度末の研究科委員会において行われている。その研究科委員会において、各学生ごとに審議を行っており、なお疑義のある場合には、各科目担当教員との質疑応答がされ、その後、最終的な認定が行われている。

#### (再試験及び追試験)

2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。

1 本研究科では、法科大学院における教育の理念であるプロセスを重視するという観点から、特に、法学を初めて学ぶ純粋な未修者を念頭に、日頃の学生の努力と理解の進捗状況を測るために、「補習後再試験」の制度を設けている。

2 2008年度までは、演習科目を除く法律基本科目に限り、「補習後再試験」を行ってきたが、2年次以降の学生に「補習後再試験」を行うことは、制度の趣旨から逸脱すると考え、2009年度からは、1年次配当の法律基本科目に限り、再履修者・特別再履修者を除く未修者を対象に、「補習後再試験」を行うことにした。

3 2-34でも述べたとおり、「補習後再試験」の受験資格の有無は、科目担当者の決定と研究科委員会の審議を経ることになっており、また、1年次の法律基本科目が「不可」となった者に対して(再履修者・特別再履修者を除く)、補習の受講を義務づけた上で、正規の授業・補習の内容を踏まえた再試験を実施している。この運用について、担当教員が基準を踏まえ、独自の方法をとらないよう、研究科委員会で実施方法を確認している。

4 以上のことは、「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第5条に規定されている。また、再試験の合格評価は、再試験の結果に平常点を加え、合格最低点(60点)をもって行うものとしており(添付資料2-5「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条)、その可否に関する成績評価の基準は、シラバスに記載され、授業時間内において学生に周知することとなっている。さらに、最終的な成績評価の決定は、研究科委員会において、科目担当者による説明、それに対する質疑応答の後、決議されるものとしている。したがって、学生への周知は図られており、かつ、客観的、厳格に成績評価も行われている。

2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。

本研究科では、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対し、追試験を行っている(添付資料2-5「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第4条、添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第16条2項)。

追試験希望者は、医師の診断書等理由を証明するに足る書類を添え、原則として当該科目の定期試験終了後3日以内にその申請をし、研究科委員会内に設置される追試験委員会の許可を得なければならないものとされている(添付資料2-5「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第4条第2項)。

以上の内容は、シラバスに掲載されており、また、追試験実施日については、あらかじめ掲示によりこれを明示している。

これまでの追試験実施状況は、添付資料2-19「再試験・追試験及び補習の実施に関する資料」とおり。

(進級制限)

**2-37 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。**

本研究科では、開設当初は、1年次の法律基本科目に関し、修得できない科目がさほどないものと予想し、進級制限を行っていなかったが、かなりの程度、修得できない科目のある学生が生じていることが明かとなったことから、2009年度から1年次から2年次への進級要件を設けている。また、2009年の中教審報告を受け、1年次の法律基本科目を6単位増加させたことに伴い、要件の修正を行った。現在の進級要件は、次のとおり。

1年次終了までに、1年次配当の必修科目の単位数（36単位）のうち22単位以上を修得し、かつ、1年次配当の法律基本科目のうち①公法系より4単位上、②私法系より10単位以上、③刑事系より4単位以上修得していなければならない。

以上は、「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条の3に基づき、教育課程表に記し、学生に明示されている。

**2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。**

進級要件を定めているので、それに変わる措置は講じていない。

(教育内容及び方法の改善)

**2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。**

本研究科には、教育内容及び方法の改善を図るために、委員3名（いずれも研究者教員）から構成されるFD委員会が設置されており、このFD委員会は、原則として月に1回の割合で開催されている。

法科大学院における教育の質の向上を目的とした諸活動は、FD委員会が検討のうえ本研究科委員会に発議することとなっている。また、本研究科委員会において承認され実行されたFD活動については、FD委員会がその監督を行うこととなっている。

本研究科において現在実施されているFD活動は、(1)最終授業の直後に実施している「授業評価アンケート」、(2)第一回授業開始前及び最終授業の直後に作成されるティーチングポートフォリオ、(3)教員間の授業参観、である。また、2012（平成24）年度より、各教員が作成したシラバス案を、主としてFD担当教員が全文チェックし、問題点があればこれを指摘して修正を促す取り組みを開始した。

**2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。**

本研究科のFD活動は、FD委員会の発議ないし計画立案に基づき、研究科委員会において専任教員全員により審議・決定されている。したがって、日頃の教育実践内容は、研究科委員会において意見交換されたうえで情報共有されており、教育内容及び方法の改善に向け、相互の努力が重ねられている。

例えば、学生の授業評価アンケートの項目については、毎年研究科委員会において検討され、その際、個々の教員が、自己の教育内容・方法の改善に参考となるような項目を、吟味している。また、各科目の成績評価については、研究科委員会において科目ごとに専任教員全員で検討しており、成績評価基準が著しくバランスを欠く例が見られるときは、研究科委員会において、授業担当教員の所見を聞き、審議のうえ必要に応じて修正を指示している。

なお、FD委員会の職務内容が教務全般とも関連することから、FD委員のうち少なくとも1名は教務委員と兼務している。

**2-41 学生による授業評価が組織的に実施されているか。**

授業評価については、すべての授業科目について、授業最終回において授業評価アンケート用紙を全学生に配布して実施している。とりまとめは学生の代表が行い、厳封のうえ事務室に提出しており、授業担当教員は、アンケート用紙の回収・整理には関与しないことになっている。

## 2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。

授業評価アンケートは、各科目ごとに事務担当者において、数値的指標と学生からの感想・要望等が転記された1枚の授業評価シートにとりまとめられ、各授業担当者に配布されると同時に、研究科委員会において全専任教員に開示される。各授業担当者は、研究科委員会において質問が生じれば、それに回答する。さらに、授業評価シートに主として学生の感想・要望に対する所見を記載し、FD委員会に提出する。FD委員会は、全教員の授業評価シートを取りまとめて学内の図書室に備置し、学生に公開している。

### (特色ある取組み)

## 2-43 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。

本研究科においては、既述のように、特にコース制を設け、かつ、本研究科の教育目標に合致した固有の科目を開設している(2-2参照)。

また、授業科目・演習については、少人数制を実施し、オフィス・アワーはもちろんのこと、個別に学生に対応できるよう、担任によるクラス制を設け、教育内容が学生に十分浸透するように配慮している。さらに、AAによる、個別担当の制度を設けている。

演習に関しては、研究者教員と実務家教員のペアで担当し、各回双方の教員が出席することで、実務と理論の架橋が行われるよう配慮している。

さらに、教育支援システムとしてのe-Learning システムを導入し、時間と場所を選ばずに、教員からの予習・復習、授業内容の指示が行えるようになっている。

### [点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」2-16から2-43)

**課程修了の要件**については、1年次の履修登録の上限を6単位増加させたが、修了認定に必要な単位数は106単位を超えておらず、在学期間・修了認定に必要な単位数ともに、法令上の基準を満たしており、かつ、履修上の負担が過重になっておらず、問題はない(「専門職」第23条)。

法学既修者の**履修科目登録できる単位数の上限**を38単位としていることにつき、前回認証評価において、「法令上の履修上限単位数を遵守できるように改善されたい」との勧告を受けていた。この点については、「告示第53号」第7条が、「三十六単位を標準として定めるものとする」としているので、「標準」の範囲内であり、問題はないとの認識に基づき、2012年度までは変更していない。しかし、[将来への取組み・まとめ]で記すように、2013年度から改めることをすでに決定している。

**他の大学院において修得した単位等の認定**、**入学前に修得した単位等の認定**については、いずれも、法令(「専門職」第21条、第22条)に従い規定を設けており、問題はない。ただし、みなし単位認定の可否についての手続規定が、学則等に定められていないため、今後、みなし単位認定の可否を、厳正かつ客観的に決定するためのルールを明確化する必要はある。

**在学期間の短縮**については、本研究科では行っていない。

**法学既修者の課程修了の要件**については、1年次配当の法律基本科目すべてと導入科目の性質を備える「司法制度論」(展開・先端科目)がすでに修得したものとみなされており、その結果、法学既修者がすでに修得したものとみなされる単位数は合計32単位となり30単位を超えるが、これは、2010年度から1年次配当の法律基本科目を6単位増加させたためであり、これに伴い、修了要件単位数も増加して102単位以上となっているのであるから、法令上の基準も充たしている(「専門職」第25条)。

**履修指導の体制**については、法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制に工夫をしており、履修指導は効果的に行われている。なお、前回認証評価時に「勧告」を受けた「学修指導」の時間については、[現状の説明]にも記したとおり、2009年度から廃止している。

**学習相談体制の整備**と**学習支援の効果的実行**については、教員によるオフィス・アワーだけでなく、複数の方法が整備されており、相談体制は効果的に行われている。

**正課外の学習支援**については、司法試験受験対策に偏する内容とならないよう、十分に注意が図られている。なお、夏季・春季休業中の「特別講義」については、前回認証評価時において「勧告」を受けたが、改善済みである。

**授業計画等の明示**、**授業のシラバスに従った適切な実施**については、シラバス等を通じ、各回の授業内容があらかじめ明示されており、このことはシラバス全体を統括する担当者を置く

ことで徹底されている。また、授業についても、概ねシラバスどおりに行われており、問題はない。

**授業の方法**については、全体として見れば、双方向又は多方向的に行われ、質疑応答も十分に行われており、また、授業内容との連続性・体系性を欠くような司法試験受験対策的な授業方法もとられておらず、法曹養成のための実践的な教育方法としては、適切に実施されている。

**少人数による授業の実施**と**法律基本科目の学生数の適切な設定**については、法令(「告示第53号」第6条第1項・第2項)に適合した内容で授業が行われており、問題はない。**個別的指導が必要な授業科目の学生数**についても、同様である。

**学修成果に対する評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示**については、いずれに関しても学内規則に定められており、かつ、シラバスに掲載され、さらに、シラバスは、ウェブ上でも閲覧可能となっているから、あらかじめ学生には十分明示されている。なお、前回認証評価において、一部科目で成績評価基準が十分に明示されていないとの「勧告」を受けたが、シラバス統括担当者により、必要に応じて修正を指示、勧告することになっており、改善済みである。

**成績評価・単位認定の客観的かつ厳格な実施**については、これを行うための種々の方策がとられている。なお、前回認証評価において、成績評価・合否の割合等にばらつきがあり、成績評価のばらつきが再試験により是正されていることに伴う再試験の位置づけについて「勧告」を受けたが、成績評価の客観化・厳格化という観点から、成績評価は「絶対評価」によるものとしており、また、成績評価のばらつきを是正することを目的として再試験が実施されているわけではない。

**再試験の基準及び方法の明示、その認定の客観的かつ厳格な実施**につき、本学では「補習後再試験」制度を設けており、これは規程に定められると同時にシラバスにも記載され、授業時間内において学生に周知されている。再試験の実施は、受験資格の有無の審議を経て、補習の受講を義務づけた上で、正規の授業・補習の内容を踏まえて実施されており、その合格評価も、再試験のみをもって評価するものではなく、プロセスを重視したものとなっており、客観的、厳格に成績評価は行われている。なお、法学を初めて学ぶ純粋な未修者を念頭においた制度であることから、2009年度から1年次配当の法律基本科目に限りこれを行うことに改めている。

**追試験制度とその明示された客観的基準に基づく実施**については、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行っている。ただし、病気以外の理由については、規定上、限定的に列挙することは困難であるところ、これまで、病気以外の理由で、やむを得ない理由と判断された例については、追試験委員会の審議を経て、法務研究科委員会に報告がされており、特に問題はない。

**進級制限措置の実施又はそれに代わる適切な措置**につき、本研究科では、2009年度から1年次から2年次への進級要件を設けている。

**FD体制の整備と実施**につき、FD委員会の活動は、毎年度定期的に行うFD活動(授業評価アンケート、相互授業参観など)だけではなく、現に教育の質の低下を生じさせかねない事態が生じている事象に対応することが肝要である。この点において、近年においては、全教員のシラバス原稿を添削すること、成績評価が甘くなりがちであった非常勤講師に対しても厳正な評価を促す文書を発することなどが行われた。このように、単にルーチンワークの達成に満足することなく、恒常的に質保証のための点検と対応を行っているとして評価できる。

**FD活動の有効な機能**という点では、FD委員会委員の選任、その職務内容及び実施状況に関し、組織体制は十分に整備され、FD活動自体も適切に実施されている。また、本研究科のFD活動は、一部のFD委員により行われるのみで、形骸化するようなことのないよう、研究科委員会を通じて、全専任教員により行われており、教育内容及び方法の改善にFD活動が有効に機能している。ただし、FDの活動内容が、必ずしも非常勤講師に対しては、十分に伝えられているとは言えず、この点で問題は残る。

**学生による授業評価の組織的实施**と**授業評価結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**について、従前は、学生にe-Learningシステム上において授業評価アンケートに回答するよう依頼していたが、回答率が低下する傾向が見られたため、現行の方式に改めた。現在の回答率は9割を超えている。したがって、授業評価アンケートの学生への公開は十分に行われており、授業評価アンケートの回収率も問題はない。また、授業評価アンケートの結果は、研究科委員会における審議の対象となっているため、結果を組織的に反映できていると考えている。

教育内容及び方法に関する特色ある取組みについては、「現状の説明」で述べたとおりであり、本研究科の理念・目的並びに教育目標達成のために、他大学とは異なる特色あるものとなっている。

#### [将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」2-16から2-43）

履修科目登録の上限、特に、法学既修者のそれについては、前回認証評価における「勧告」を受け、法令上の上限にあわせる形で、2013年度より「1 1年間に履修登録できる単位数は1年次については42単位、2年次については36単位、3年次については44単位以内とする。2 法学既修者については、上記1にかかわらず、2年次に履修登録できる単位数は、法学既修者認定に際して免除科目とならなかった法律基本科目にあたる科目を修得する場合に限り、それらの科目を6単位まで加えることができる」、と変更することが、2012年度5月の研究科委員会において、すでに決定している（下線部が変更部分）。以上のような変更により、「勧告」に対応した改善をすでに終えており、この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

他の大学院において修得した単位等の認定、入学前に修得した単位等の認定の可否についての手続きを明文化する必要があるが、学内諸規程との調整が必要となる。そこで、当面の間、[現状の説明]で記した手続きに従い、認定の可否が厳正かつ客観的に決定されるよう努めていく。

学習相談体制の整備と学習支援の効果的実行については、専任教員によるクラス担任制度とは別に、AAによる個別指導体制を設けることにし、AA1名あたり5名程度の学生を担当してもらい、早ければ2012年度後期、遅くとも2013年度から「相談体制」の強化を図ることとしている。

正課外の学習支援については、過度に司法試験受験対策に偏する内容とならないよう、担当者に対し、今後も注意を促していく。

少人数による授業の実施、法律基本科目の学生数の適切な設定と個別的指導が必要な授業科目の学生数の設定については、入学定員を2013年度から25名とすることになっており、将来的にも問題が生じることは考えがたい。

FD体制の整備と実施については、特段の問題が生じない限り、現行の方法を今後も維持する。今後特に重点的に取り組むべきと考えられるのは、FD活動を非常勤講師に浸透させることであると思われる。2012年度は、非常勤講師に対しても、シラバスの添削、相互授業参観及び厳格な成績評価の依頼を行った。その結果、初めて非常勤講師1名による授業参観が行われたが、さらに浸透させてこの人数を増加させる必要がある。また、シラバス添削に対しては激しく反発した非常勤講師もあり、添削の趣旨と目的について理解を広める必要があると感じている。

FD活動の有効な機能という点で、今後は、本研究科のFD活動が非常勤講師に対しても十分に浸透するよう、FD委員会により適宜文書を配布するなどして、対応することが必要だと認識している。2012年度から、非常勤講師に対してもシラバスの厳重なチェックを行い、定期試験採点の厳格化の確認文書を送付しているところであるが、今後はこれを拡大して、非常勤講師にも専任教員と同等のFD活動を求めて行く予定である。

学生による授業評価の組織的实施について、当面は現行の方法を維持するが、授業評価アンケートの厳格な実施についてはFD委員会が十分に監視することとする。

### (3) 成果等

[現状の説明]（「評価の視点」2-44から2-48）

#### (教育効果の測定)

2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。

1 2-26での述べたように、シラバスには、全科目について、授業内容、授業計画、授業運営、評価の方法、使用書、参考書が記されている。また、本研究科においては、シラバス全体を統括する担当者が1名置かれており、各講義担当教員が執筆したシラバス案を入念にチェックし、記述を改善すべきときには、具体的に修正を指示することになっており、その指示後も修正が不十分だと判断されるときは、法務研究科FD委員会の議を経て、さらに修正勧告を行う



ことになっている。

2 シラバスとは別に、e-Learningシステムを利用して、授業・演習については、その各回の詳細な内容、目的、予習事項、復習事項、参考文献、重要判例などを示すことになっている。これにより、教えるべき内容、自習内容が学生に示され、必要に応じて、事前・事後の課題も、このシステムを利用して出すことになっている。

3 「共通到達目標モデル」につき、その公表後、これを最低水準として教育をすべきことについては、研究科委員会において議論している。しかしながら、その項目ごとに、個々の科目の教育とどのような対応関係にあるかまでは、組織的に調査は行っていない。

4 本研究科では、2012年度に入ってから、学生の個別指導体制の強化を図ることにつき申し合わせがなされた。そこで、これを実現するべく、2012年度第5回研究科委員会において、本研究科独自のコアカリキュラムを作成すること（当面は法律基本科目を対象とする）、学生の学習上の到達度を把握するための学習進捗状況を確認するために、学習進捗状況確認表を作成することを決議した。なお、コアカリキュラムについては、2012年内を目途に作成し、学生の学習上の到達度を測定する方法についても、2012年度内を目途に決定することを、併せて決議した。

#### (司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表)

2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。

1 司法試験受験者数と合格者数については、法務省からのデータ提供を受け、確認すると同時に、司法試験実施後にアンケート調査を行い、受験者の受験回数、選択科目の内容等についての情報収集を行っている。標準修業年限修了者数、修了率に関しては、年度末の修了判定において、情報把握がなされている。（添付資料11-9「入学者数に対する修了者数の割合」）

2 以上の情報については、研究科委員会において報告事項とされており、その際、当該情報の分析、議論が行われている。現状としては、次のように理解している。まず、司法試験一合格者は高い水準を保っており、十分な教育目標を達成している。しかし、最終合格者数は、少数にとどまり、なお教育内容の改善等を要するものの、受験者数・入学者数減少傾向の中で、最終合格者数が減少していないことは、一定の教育成果があがっているものと解している。また、標準修業年限での修了者数が減少してきていることについては、厳格な成績評価の結果と理解されている。

合格年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	計
出願者数	15名	39名	63名	81名	95名	90名	80名	463名
受験者数	13名	25名	41名	60名	53名	61名	63名	316名
短答式合格者数	11名	18名	21名	26名	39名	38名	38名	191名
最終合格者数	4名	8名	5名	4名	8名	4名	7名	40名
合格率	30.77%	32.00%	12.20%	6.67%	15.09%	6.56%	11.11%	
受験率	86.67%	64.10%	65.08%	74.07%	55.79%	67.78%	78.75%	

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制を整備しているか。

1 進路に関しては、法曹へ進んだ修了生は、当該修了生の本研究科への報告により把握すると同時に、本学「法曹会」へ加入してもらうことで、継続的に把握している。

2 しかし、法曹以外へ進んだ修了生に関しては、その進路を正確に把握することは、本人からの報告がない限り、必ずしも十分できているとは言いがたい。そこで、研究科委員会を通じて、各教員個人の情報把握を元に、進路の一覧表を作成することに努めている。

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか。

1 ホームページ上において、修了生の進路状況について公表しており、活動状況についても、折に触れ公表している。

2 その他、本研究科の紀要『神奈川大学ロージャーナル』において「事務所訪問」の表題

で、あるいは、『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』において、特に弁護士となった修了生の活躍を紹介している。

#### (特色ある取組み)

#### 2-48 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色ある取組みを行っているか。

1 2-44でも記したように、法務研究科のコアカリキュラムに基づく、学生の学習上の到達度を個別に把握するための学修進捗状況確認表を作成し(2012年内に作成予定)、学生の個別指導体制を強化することとしている。学生の学修進捗状況確認には、専任教員が主としてこれにあたるが、AAの協力(AAによる個人別チューター制度の導入)も仰ぐことを、2012年度第5回研究科委員会において決議した。

2 前記のAAによる個人別チューター制度は、在学生だけでなく、修了生も対象となる。また、修了生に対しては、「研修生制度」を設け、本研究科の様々な施設利用を認めると同時に、修了生の求めに応じて、専任教員による自主ゼミの開講、AAによる「フォローアップ講座」の開講を行っている。

3 なお、以上の取組みに参加するAAは、本学の教育理念を熟知している本研究科修了生(弁護士)が中心となっている。

#### [点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」2-44から2-48)

教育効果の達成状況の測定については、現時点においては、組織的な仕組みを有していないが、[現状の説明]に記したように、現在策定中である。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等については、司法試験合格者の基本的な情報については把握できており、分析も行っているし、公表もしている。しかし、修了生の法曹以外の進路については、修了生各自の報告と教員の個人的な情報に頼っている状況であり、正確に把握できているわけではない。

教育成果、又は、それを踏まえた教育の内容・方法等に関する特色ある取組みとしては、教育効果の達成状況の測定方法とも連動することであるが、AAによる個人別チューター制度を導入し、専任教員と協力をして、学生の学修進捗状況確認を行うこととしている。

#### [将来への取組み・まとめ](「評価の視点」2-44から2-48)

教育効果の達成状況の測定については、[現状の説明]に記したように、本研究科独自のコアカリキュラムを2012年内を目途に作成し、学習上の到達状況を測定する仕組みについても、2012年度内を目途に決定することにしており、両者の策定後、測定方法を有効に機能させていくことが、今後の課題となる。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等については、特に修了生の法曹以外の進路の把握が不十分であるから、その把握のための仕組みを作ることが今後の課題となる。

教育成果、又は、それを踏まえた教育の内容・方法等に関する特色ある取組みとしての学生の学修進捗状況確認の仕組みは、2012年度中に策定予定であるから、その策定後、有効に機能させていくことが、今後の課題となる。

### 3 教員組織

### 3 教員組織

[現状の説明] (「評価の視点」3-1 から 3-19)

(専任教員数)

**3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名)を遵守しているか(「告示第 53 号」第 1 条第 1 項)。**

本研究科の一学年の入学定員は 35 名、総収容定員数は 105 名である。専任教員数は 15 名となっているので、法令上の基準を上回っている(なお、2012 年 10 月 1 日付けで特任教員 1 名(古田佑紀特任教授)を新たに採用したので、同日現在の教員数は 16 名である。また、2013 年 3 月 31 日付けの矢口俊昭教授の退職が承認済みであるが、その後任として、同年 4 月 1 日付けで特任教員 1 名(岩間昭道特任教授)を採用することが決定している)。

**3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか(「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、平成 25 年度まで「専門職」附則 2 が適用される。)**

本学大学院学則第 4 条により、本研究科には専門職学位課程として法務専攻のみが置かれ、専任教員は法務専攻に限り専任教員として扱われている。「専門職」附則 2 の適用により、3 名が法学部の専任教員の必要数に算入されているが、田口勉教授の兼任解消人事として、2012 年 10 月 1 日付けで民法の専任教員 1 名(角田光隆教授)を採用したので、同日以降の「専門職」附則 2 適用教員は 2 名となった。

**3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第 53 号」第 1 条第 6 項)。**

本研究科の専任教員総数とその内訳は次のとおりであり、教授が 13 名いる。したがって、法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されている。

		専任教員数		
		教授	准教授	計
内 訳	専任教員	7	1	8
	専任(兼任)教員	2	1	3
	実務家専任教員	1	0	1
	実務家みなし教員	3	0	3
合計		13	2	15

(専任教員としての能力)

**3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。**

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
  - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
  - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (「専門職」第 5 条)

専任教員のうち研究者教員 11 名に関しては、いずれも 5 年以上の教育経験を有し、担当科目を中心とする当該分野について概ね最近 5 年間の研究業績があり、「専門職」第 5 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

実務家教員 4 名に関しては、法律基本科目を研究者教員と共同して担当する場合(「公法演習Ⅱ」、「民事法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」、「民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ」、「刑事法演習Ⅰ・Ⅱ」)におけるその担当部分、展開・先端科目を担当する場合におけるその担当科目(「中小企業法」、「少年法」、「消費者法」、「金融法」)について、関連する研究業績又は職務上の経歴・実績を有しており、また実務科目を担当する場合におけるその担当科目(「法曹倫理」、「民事実務」、「刑事実務」、「要件事実論」等)は実務経験と深く関連しており、いずれも「専門職」第 5 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

(添付資料 3-1「教育職員任用規程」、添付資料 3-4「専門職大学院実務家教員任用規程」、添付資料 3-12「法務研究科実務家教員の任用に関する申し合わせ(2005 年 9 月 28 日、2005 年度第 6 回法務研究科委員会承認)」)

(実務家教員)

3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。

法令上必要とされる専任教員数12名の3割強にあたる4名が実務家教員であるが、いずれも5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有している。

(専任教員の分野構成、科目配置)

3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101~200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。

一学年の入学定員が35名の本研究科における法律基本科目についての必要教員数と実員数は次のとおりである。

なお、前回の認証評価受審時において、刑事訴訟法を担当する専任教員が配置されていないことにつき「勧告」を受けたが、すでに改善済みであり、追評価時に確認されている。

	憲法	行政法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴
必要教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	1	1	3	1	1	1	1

3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。

現状は次のとおりであり、法律基本科目の92.3%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の30.5%は、専任教員が担当している。

		法律基本科目	実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
内 訳	専任教員	40.6	4.4	1.0	10.3
	兼任教員	3.0	0.0	6.0	3.7
	非常勤講師	0.4	3.6	1.0	15.0
	合計	44.0	8.0	8.0	29.0

3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。

実務基礎科目のうち、主要なものとして、「法曹倫理」は中村俊規教授(弁護士)、「民事実務」は澤田久代教授(弁護士)、「刑事実務」は仁平正夫教授(弁護士、元裁判官)が担当しているが、いずれも実務経験を有する教員である。

(専任教員の構成)

3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか(「大学院」第8条第5項)。

現状は次のとおりであり、著しく偏ったものとはなっていない。

	70歳~61歳	60歳~51歳	50歳~41歳	40歳~31歳	計
教授	4	5	4	0	13
准教授	0	0	2	0	2
合計	4	5	6	0	15

3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。

現状は次のとおりである。

なお、前回の認証評価受審時において、女性教員の積極的採用について「助言」を受けているが、下表のとおり改善を図っている。この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

	専任
男	14(93%)
女	1(7%)
合計	15

#### (専任教員の後継者の補充等)

##### 3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。

研究者教員については、後継者の養成・補充という視点を入れて、兼任教員や非常勤講師の人選を行っている。なお、本研究科在学生が修了後に研究者を志す場合に備えて、2013年度より「研究論文指導Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)の科目を新設することとした。

また、実務家教員については、横浜弁護士会法科大学院支援委員会との間で協議の場を持ち、後任の実務家教員の選定に当たっては、組織的な後継者の養成・補充という観点から同弁護士会に推薦を依頼しているほか、非常勤講師を実務家に委嘱する際にも後継者養成という視点を組み入れてこれを行っている。

#### (教員の募集・任免・昇格)

##### 3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。

###### 1 専任の研究者教員

専任の研究者教員の募集は、本学「教育職員任用規程」に基づき、公募の方法で行われる。応募者の選考は、本研究科に設置される選考委員会(5名の教員により構成)により行われ、同委員会は、「教育職員選考基準規程」に基づいて審査し、その結果を法務研究科委員会に報告する。法務研究科委員会は、その報告を受け候補者の選定を行い、法務研究科委員長が選定結果を学長に報告する。学長はその報告を大学院委員会の議に付し、承認を得なければならない。

昇任は、教育職員任用のための選考手続に準じて行う。これを具体化するものとして、本研究科には、「神奈川大学大学院法務研究科専任教員の昇任に関する申し合わせ」及び「神奈川大学大学院法務研究科専任教員兼法学部専任教員の昇任に関する申し合わせ」があり、後者は、「専門職」附則2に鑑み、2013(平成25)年度までに限って適用される(この申し合わせにより、兼任教員が昇任候補者となる場合は、本研究科に選考委員会を設け、その構成は本研究科及び法学部から各1名以上とする。選考委員会は、審査結果を法学部教授会に報告し、意見を求める。本研究科委員会は、選考委員会からの報告を受けるとともに、法学部教授会の意見を参考に選考を行う)。他方で、本研究科のみの専任教員が昇任候補者となる場合は、本研究科に設けられる選考委員会が「教育職員選考基準規程」に基づき審査し、その結果報告を受けて本研究科委員会が選考を行う。

解職は、「就業規則」第34条により、精神又は身体の障害のため職務を遂行できないとき、禁固以上の刑に処せられたとき、その他本法人のやむを得ない業務上の都合によるとき、のいずれかに該当する場合に行われることがある。

###### 2 実務家教員

実務家専任教員の募集、採用、昇任は、「専門職大学院実務家教員任用規程」に基づき、「教育職員任用規程」を準用して行うが、採用にあたり法務研究科委員会が公募の必要がないと認めるときはこの限りでない。実務家教員の任期は3年以内であるが、教育課程編成上の必要があると認める場合は任期の更新ができる。「専門職大学院実務家教員任用規程」を具体化するものとして、本研究科には「法務研究科実務家教員の任用に関する申し合わせ」があり、同申し合わせにより、候補者の公募を行う場合はインターネット及び横浜弁護士会等を通じて行い、選考委員会は3~5名の構成とする。

一方、同規程第16条は、私傷病による欠勤が引き続き6ヶ月を超えたとき、健康上の理由により職務を遂行できないとき、本学の名誉を著しく傷つける行為があったときなど、7つの事

由のいずれかに該当するときに実務家教員との契約を解除すると定めている。

### 3 非常勤講師

非常勤講師の任用については、「神奈川大学非常勤講師任用規程」が定める。非常勤講師の任用は法務研究科委員会及び大学院委員会の議を経て行う。任用期間は1年であるが、教育課程編成上の必要があると認めたときは任用を更新できる。非常勤講師は、本学の名誉を著しく傷つける行為を行ったときなどに解任される場合があることが、同任用規程に定められている。解任は、法務研究科委員会及び大学院委員会の議を経て行う。

(添付資料 3-1「教育職員任用規程」、添付資料 3-2「教育職員選考基準規程」、添付資料 3-10「神奈川大学大学院法務研究科専任教員の昇任に関する申し合わせ」、添付資料 3-11「神奈川大学大学院法務研究科専任教員兼法学部専任教員の昇任に関する申し合わせ」、添付資料 3-5「就業規則」第34条、添付資料 3-4「専門職大学院実務家教員任用規程」、添付資料 3-12「法務研究科実務家教員の任用に関する申し合わせ」、添付資料 3-9「神奈川大学非常勤講師任用規程」)

#### 3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。

上述した実務家教員任用手続に従い、2010年4月1日付けで澤田久代・鈴木義仁両教授を採用し、同時に仁平正夫教授(2007年4月1日付け採用)については、教育課程編成上の必要があると認め任期をさらに3年延長した。また、同様の手続により、前任者の任期中の自己都合退職にともなう人事として2011年10月1日付けで中村俊規教授を採用した。さらに、研究者教員については、2011年4月1日付けで木下崇准教授を採用した。いずれも関係規程に則り、法務研究科委員会の責任において適切に行われている。

#### (教員の教育研究条件)

#### 3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲(多くとも年間30単位相当。みなし専任教員は15単位相当を上限とする。)となっているか。

現状は次のとおりであり、実務家みなし専任教員1名(鈴木義仁教授)が15単位相当とされる適正範囲を若干超えているが、今年度の特殊事情として法学部の授業2単位を担当しているためである。これについては、2013年度は解消する予定である。

職名	教員氏名	前 期				後 期				年間 合計
		法務	修士・ 博士	学部	合計	法務	修士・ 博士	学部	合計	
教授	安達和志	8	0	0	8	6.6	0	0	6.6	14.6
教授	阿部浩己	4	4	0	8	4	6	2	12	20
教授	栗田陸雄	6	0	0	6	10	0	0	10	16
教授	近藤和哉	6	0	0	6	10	0	0	10	16
教授	鶴藤倫道	10	0	0	10	14	0	0.8	14.8	24.8
教授	丸山 茂	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教授	矢口俊昭	6	0	0	6	8	0	0	8	14
准教授	木下 崇	8	0	0	8	8	0	0	8	16
教授	田口 勉	6	2	0	8	14	0	0	14	22
教授	中村壽宏	8	0	2	10	12	2	3	17	27
准教授	公文孝佳	6	0	8	14	2	2	8	12	26
教授	仁平正夫*	12	0	0	12	16	0	0	16	28
教授	澤田久代※	8	0	0	8	8	0	0	8	16
教授	鈴木義仁※	8	0	0	8	8	0	2	10	18
教授	中村俊規※	8	0	0	8	6	0	0	6	14

注1 表中の数字は単位数を示す

注2 \*印は実務家専任教員、※印は実務家みなし専任教員を示す

**3-15 研究専念期間制度(サバティカル・リーヴ)等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。**

本学「サバティカル制度規程」により、専任教員は継続して満7年間勤務するごとにサバティカル制度の適用を申請できる(期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間であるが、希望により前期又は後期のみを選ぶことができる)。本研究科では、丸山茂教授が2012年度のサバティカル取得中である。また、満3年以上専任教員として在籍する等の条件を満たした者は本学「在外研究員規程」により長期(6ヶ月以上1年以内)又は短期(3ヶ月以内)の在外研究員を申請することができる。満2年以上専任教員として在籍した者は、本学「国内研究員規程」により、1年間又は半年間の国内研究員を申請することができる。本研究科では、阿部浩己教授が2004年度後期の在外研究員(短期)、公文孝佳准教授が2011年度の在外研究員(長期)に選定された。

**3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。**

「教員研究費使用規程」2条により、本学専任教員一人につき個人研究費30万円が毎年度支給されている。また本研究科専任教員は、大学付属研究所である法学研究所の所員として、同研究所予算に基づく研究費(2012年度は一人につき16万円)を支給されている。

**(人的補助体制)**

**3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。**

教育に資する人的な補助体制として、1号館(大学の主要な事務部局が集中する棟)にある学修進路支援部第一部(教務)学部大学院課の法務研究科担当2名(主・副担当)の専任職員が研究科委員会運営、予算執行、履修・成績管理業務を行っている(2012年11月より1名増員され、3名体制となった)。また、24号館(法科大学院棟)には、教員の授業実施、学生指導等の支援を中心に行うため1名の契約職員、本研究科の特色である授業支援e-Learningシステムのコンテンツ作成などの管理業務を行うため1名の派遣職員(IT専門)、さらに本研究科図書室の管理・運営のため5名の業務委託職員(シフト勤務)を配置している。

他方、研究に資する人的な補助体制については、従来は学長室所管であったが、2010年度に全学的事務組織として研究支援部研究支援課が25号館に設置され、科研費をはじめ各種の研究補助金・助成金の申請等に関する支援業務を行うようになった。

**(教育研究の評価と教育方法の改善)**

**3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。**

本学では、大学に所属する全教員を対象とする「業績システム」データベースが稼働しており、本研究科の専任教員も教育研究業績を各自ここに記録している。本研究科独自の取組みとして、2008年度に創刊した紀要『神奈川ロージャーナル』(年1~2回発行)に専任教員の論説、判例評釈等を掲載するほか、「専任教員の研究・社会活動報告」欄を常設して、専任教員の最近の研究活動状況が分かるようにしている。

他方、本研究科において、専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する組織的・具体的な取組みは必ずしも十分に行われているとはいえない(9-1参照)。

**(特色ある取組み)**

**3-19 理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組みを行っているか。**

地域密着型法曹養成という教育目標を実現するため、実務家教員と研究者教員がペアで「リーガルクリニック」を担当し、地域で生じている諸問題に直に接する機会を設けている。また、自治体法務及び国際人権法務についての理解を深めるため、本学法学研究所「地方自治センター」及び「国際人権センター」と連携し、両センターのスタッフである本研究科教員と法学部教員とが協働して講演会やスタッフセミナーなどの事業を展開している。

**[点検・評価(長所と問題点)] (「評価の視点」3-1から3-19)**

**1 専攻に限り専任教員として取り扱われる点**について、2012年10月1日以降、専任教員のうちなお2名が法学部専任教員の必要数に算入されており、この状態を2013年度までに解消す



る必要がある。

**法律基本科目の科目ごとの専任教員の配置**については、憲法、行政法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について必要教員数を確保しているとともに、民法については必要教員数以上の専任教員が配置できている。

**教員の年齢構成**は、50歳代の教員を中心に、教育研究水準の維持とその活性化を図るうえでほぼバランスのとれた年齢構成になっている。教員の男女構成比率については、法学部所属の兼任教員に2名、非常勤講師に1名の女性教員がいるが、専任教員の中に占める女性教員の比率は十分とはいえない。

**教員の募集・任免・昇格に関する規程**は、適切な内容の基準・手続といえる。実際の運用も、これらの規程に基づき本研究科委員会の責任下に行われており、特段の問題はない。

**授業担当時間**については、実務家専任教員及びみなし専任教員の一部にやや過重な負担が生じているが、全体としては概ね教育の準備及び研究に配慮した適正範囲にある。なお、本学では、管理職等を除き、専任教員に対して一律に責任コマ数5コマ（年間平均毎週授業時間数：10時間）の授業担当が義務づけられているが、本研究科専任教員の一部につき、教育課程編成上の制約からこれを充足できない者がいる。

（添付資料3-7「教育職員授業担当規程」、添付資料11-11「給与規程」第29条第2項、「法科大学院基礎データ」表7・9）

**研究専念期間制度等の保障**については、サバティカルや在外研究員など研究に専念できる機会自体は制度上保障されている。ただし、小規模な法科大学院で当該期間中の代替教員を確保することは容易でなく、これらの制度を実際に活用するには大きな困難がある。

**教員研究費**は、所定の手続に従い、本研究科専任教員にも適切に配分されている。

**教育研究に資する人的補助体制の整備**については、事務職員は、講義室・演習室等の管理及び教材印刷等の業務をはじめ、学生及び教員への日常的な対応を誠実に担っており、教育に資する補助体制は概ね適切と評価できる。研究面での補助体制は全学的には整備されつつあるものの、教員個人に対するきめ細かなサポートは必ずしも十分でない。また、専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法も整備されているとはいえない。

**特色ある取組み**については、リーガルクリニックを通じ地域で生きる人間の息吹を感じることが、研究者教員にとっても教育目標の達成に向け意識を高める重要な一因になっている。また、法学研究所「地方自治センター」及び「国際人権センター」との連携では、これまで障がい者の人権、人身売買、国籍・難民問題、まちづくり行政法務など様々なテーマでセミナー、講演会等を実現してきているが、こうした企画の構想・実施を通して本研究科の教育理念が教員組織内に強く刻印されてきたと評価できる。

#### [将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」3-1から3-19）

本研究科と法学部、法学研究科の3者間で教員人事等を相互連携のもと円滑に進めるため、法学系学部・大学院協議会を設置しており、専任（兼担）教員の解消問題については、同協議会において2013年度中の解消を目指して協議を進めている。また、同協議会では、今後とも本研究科専任教員の後継者の養成・補充等についても検討していく予定である。

**教員の構成**については、現在のような年齢構成を維持できるよう、定年や契約期間の満了等による専任教員の交代の際には引き続き年齢を十分に考慮した人事を行う。また、専任教員及び非常勤講師の採用にあたり、教員の男女比率を十分に考慮に入れる。

**授業担当時間**については、学部を念頭において定められた大学専任教員への責任コマ数5コマの一律義務づけ（「教育職員授業担当規程」）は、法科大学院の教育課程と授業負担の実情に沿わないため、責任コマ数の取扱いの適正化を求めていく。

**研究専念期間制度等の保障**は、教員組織を健全に保つために不可欠との認識のもとに、教員の補充・代替などについて法学部との制度的連携を強化する等の諸施策をとることで、専任教員の研究専念機会確保に向けて現実的な支障を取り除いていく。

**人的補助体制**については、将来的には法科大学院関係事務を専従で処理する法科大学院事務課（仮称）の設置を目指しつつ、当面、教育と研究の両面における人的補助体制のさらなる拡充を図っていく。

**専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する**一環として、本学の業績システムによってとりまとめられている教員の教育実績・研究業績について、本研究科が独自にこれを把握し、そ

れをホームページにおいて公開する（9 - 2参照）。

本研究科の特色をさらに深めるために、法学研究所「地方自治センター」及び「国際人権センター」との連携を拡充し、両センターの日常的業務と法科大学院の事業との関係を密にしていく。また、地元自治体や、人権問題等に関わる市民団体との人的あるいは情報面での交流を深めることで、リーガルクリニックの強化を図る。

## 4 学生の受け入れ

#### 4 学生の受け入れ

[現状の説明]（「評価の視点」4-1 から 4-17）

（学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施）

4-1 法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した学生の受け入れ方針を定めているか。また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表しているか（「専門職」第 20 条）。

法科大学院の入学者選抜試験（以下、「入学試験」という。）においては、高度の能力と倫理観を備えた多様な人材を公平に選考するため、また本法科大学院の地域に根ざした国際化に対応しかつ地域行政にも通じた法曹養成という理念・目的に即した者を選抜する。そのために、全受験生に対して、表現力を測る第 4 部論述試験を含む適性試験、学部等の成績、個人調書、社会活動の実績、面接の結果を総合して行うこととし、学業以外の活動実績や社会人としての活動実績は、個人調書の記載により評価し、面接では、法曹をめざすにいたった動機、勉学意欲、社会的関心事についての理解度や評価・判断力、さらに作成した面接の設定問を通じてその理解力、論理的思考能力、表現力、応用能力などを試すこととしている。また、入学試験においては、法学未修者と法学既修者を区別せず、適性試験の結果による受験制限も行っていない。

具体的な選抜方法及び選抜手続としては、2011 年度入学試験より試験機会を一度増やし、入学試験を夏季、秋季及び春季の 3 回に分け実施し、それぞれにおいて、表現力を測る第 4 部論述試験を含む適性試験、書類審査（出身校の成績証明書、個人調書等）、面接試験を実施し、総合点により合格者を決定している。なお、2013 年度入学試験より試験機会をさらに一度増やし、4 回とすることとした。また、2013 年度入学試験より本学固有の小論文試験に代えて適性試験の表現力を測る第 4 部論述試験を評価対象とした。（ただし、適性試験受験者のうち、同第 4 部論述試験部分の解答のない者が実際には少なくないことが明らかとなったため、2014 年度入学試験より本学固有の小論文との併用とすることを決定済みである。）

以上については、「アドミッション・ポリシー」を含め、入学試験要項及びホームページ上で公表している。

4-2 入学者選抜に当たっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか（「専門職」第 20 条）。

入学者選抜にあたっての評価については、表現力を測る第 4 部論述試験を含む適性試験の結果を 100 点満点に換算し、書類審査（出身校の成績証明書、個人調書等）の結果を 50 点満点で数値評価し、さらに面接試験を実施して 150 点満点で評価し、合計 300 点満点として合計得点の上位の者から順に最終合格者を決定している。適性試験の点数において法曹としての基本的資質・適性をみて、面接においては、法学的知識の有無を問うことは無論なく、本法科大学院の受け入れ方針や選抜基準に照らして数値化するので、選抜は適確かつ客観的な評価に基づいている。

なお、前回の認証評価受審時において、社会人志願者の選考方法について「勧告」を受けたが、従来より社会人について特別な出願区分は設けておらず、また、2013 年度入学試験より書類審査における成績証明書と個人調書の配点比率を本研究科ホームページで公表していることから改善済みである。この旨は、2012 年度「改善報告書」にも記載の通りである。

4-3 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したもとなっているか（「専門職」第 20 条）。

入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、出願資格については、適性試験管理委員会が当該年度に実施した「法科大学院全国統一適性試験」を受験した者であって、次の（1）～（8）のいずれかに該当する者としている。

- (1) 大学を卒業した者または 2013（平成 25）年 3 月卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を取得した者または取得見込みの者。
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者または修了見込みの者。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより、当

該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者または修了見込みの者。

- (5) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または入学までに修了する見込みの者。
- (6) 専修学校の専門課程（修学年限が 4 年以上であること。その他、文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (8) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

これらの事項はホームページ上で公表し、入学試験要項でも明示している。

入学試験要項は、神奈川大学の窓口・守衛所で無料配布する他、神奈川大学入試センターに請求があれば送付し、また各種団体が実施する法科大学院説明会においても無料配布している。

#### （入学者選抜における競争性の確保）

#### 4-4 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。

入学者選抜において、ここ 2 年の志願者は激減している（具体的な志願者数、受験者数、競争倍率については下記の表のとおり）。司法試験合格者の減員を含む制度の見直し論が大きく影響していると考えられる。このような状況において競争性を確保するのは極めて難しい。

入学試験年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
志願者数	149 名	78 名	41 名	29 名
受験者数	117 名	63 名	39 名	28 名
合格者数	53 名	34 名	22 名	14 名
競争倍率	2.21 倍	1.85 倍	1.77 倍	2.00 倍

本学においても、競争性及び学生の質の確保のため敢えて定員を割り込んだ合格者を出すこととなった。また、このような状況を踏まえ、2010 年度入学試験から定員を 15 名減じ 35 名とし、秋季・春季 2 回の入学試験に加え、学生の質確保をめざし早い夏の段階において夏季入学試験を新たに設けた。さらに、2013 年度入学試験より試験機会を 4 回とし、適性試験及び面接重視の新しい選抜方法を試みている。加えて、入学説明会を増やすなど広報活動の強化に力をいれている。この改革・努力がどの程度功を奏するかは未だ明らかではないが、少なくとも 2013 年度夏季入学試験では昨年度の倍の応募者があった。

（添付資料 4 「2004-2013 法務研究科入学試験結果」）

#### （実施体制）

#### 4-5 入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。

入学試験に関する業務の実施体制については、研究科委員会において各季の入学試験及び法学既修者認定試験に関する基本方針及び入学試験要項の内容を決定し、この決定にもとづき、研究科委員長の指示の下、神奈川大学入試センター（「神奈川大学入試センター設置規程」）の業務として、入学試験要項・出願書類等の印刷と配布、ホームページ等による広報、試験問題の作問依頼及び印刷、出願書類の受け入れと整理、書類審査・面接試験の面接委員・監督者・面接委員の依頼、試験会場の設営などの所要の事務を、同センター事務職員が実施している。出願書類の審査、表現力を測る第 4 部論述試験の採点、面接試験の面接委員は、すべて法務研究科専任教員が担当し、研究科委員会の構成員全員による合否判定など法務研究科委員会の議を経て、全学の組織である大学院委員会の決定により合格者を決定する体制となっている。

#### （複数の入学者選抜の実施）

#### 4-6 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。

各季の入学者選抜においては、それぞれの選抜方法は同一であって、複数の選抜方法は採用

していない。

#### (公平な入学者選抜)

#### 4-7 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか(「連携法」第2条)。

公平な入学者選抜の確保については、特定の団体等からの推薦などの優先枠は設けず、全ての志願者について、表現力を測る第4部論述試験を含む適性試験の結果、提出書類の審査結果、面接試験の採点結果の各項目を前示のように数値化し、合計点数の最も高い者から順に定員を満たすまで学生の質に留意しつつ(そのため定員に満たないこともある)合格者とする方法で選抜している。表現力を測る第4部論述試験の採点に際しては、2名の採点者が別個に採点作業を行っており、また提出書類の審査及び面接試験についても2名の専任教員が審査を担当する体制をとり、担当者による評価の偏りを低減し、公平性を確保するように努めている。なお、各年度の入学試験における合格者のうち神奈川大学出身者の占める割合は、近年やや増加傾向にある。それは入学者数が減少しているのに神奈川大学出身者は従来とあまり変わらないからである。詳細は以下の通りである。

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
合格者数	20	17	13	8
神奈川大学出身者数	4(20.0%)	5(29.4%)	4(30.8%)	3(37.5%)

#### (適性試験)

#### 4-8 適性試験の結果を適切に考慮するなど入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行っているか。また、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか。

適性試験は第1部から第4部までのすべてを選抜にあたり、評価対象としている。しかも第4部については、本学において改めて2名の教員により採点をし、表現能力に関して入学者としての適性を判断している。また、適性試験の結果については、総受験者の下位15パーセントを目安として、それに属する者については選考除外となりうることを入学試験要項に明記している。以上のように、適性試験を含め、入学者の適性を適確かつ客観的に評価することにより著しく適性を欠く学生の受け入れは行ってこなかった。

(添付資料4「2004-2013 法務研究科入学試験結果」、「2012年度志願者の適性試験分布」)

#### (法学既修者の認定等)

#### 4-9 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び設定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか(「専門職」第25条)。

法学既修者の認定については、夏季を除く各季の入学試験時に、法学既修者認定試験を実施して、その合格者を法学既修者と認定している。認定試験受験者は実施済み入学試験における合格者及び当季入学試験受験者のうち認定試験受験を希望する者である。

法学既修者認定試験の実施科目は、法学既修者が1年次において履修を免除される1年次配当の法律基本科目群の必修科目である「公法(人権)」、「同(統治機構)」、「同(行政法総論)」、「民法(総則・物権)」、「同(債権総論・担保物権)」、「同(債権各論)」、「同(親族)」及び「同(相続)」、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「刑法各論」、「民事訴訟法Ⅰ」の内容に相応する科目である憲法・行政法(行政救済法は除く)・民法・刑法・民事訴訟法である。このうち憲法・民法・刑法は短答式及び論文式試験、民事訴訟法及び行政法は論文式試験を実施している。作問及び採点担当者は、各科目を担当する専任教員である。可否の判定は、全試験科目の総得点及び各試験科目の得点を勘案して、法学既修者として1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力を有しているかを判断して判定している。なお、その際憲法、民法及び刑法以外の試験科目について6単位を上限として認定免除科目を必要に応じて履修させている。

また、過去3年以内の旧司法試験短答式試験合格の有無、財団法人日弁連法務研究財団並びに財団法人商事法務研究会主催「法科大学院既修者試験」の結果を出願書類に添付した者についてはその結果を考慮するものとし、このことは、試験科目、試験方法、試験時間と共に入学試験要項及びホームページで公表している。しかし、旧司法試験の廃止に伴い意味を失ってきたので、2014年度既修者認定試験からは旧司法試験短答式試験及び「法科大学院既修者試験」の

結果考慮はしないこととし、その旨の記載を削除することとした。

憲法・刑法はそれぞれ短答 30 点を含む 100 点満点、民法は短答 30 点を含む 170 点満点、そして行政法・民事訴訟法は論文式のみでそれぞれ 70 点満点、合計 510 点満点で採点し、おおむね 6 割の 300 点を目安として法学既修者認定するか否かを判断することとし、2014 年度入学試験より入学試験要項には配点及び認定基準の目安を記載することとした。

(添付資料 11-7 「2012 年度第 6 回神奈川大学大学院法務研究科委員会議事録」)

#### (入学者選抜方法の検証)

#### 4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。

入学者選抜の検証の体制については、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証・検討するための委員（入試・司法試験担当委員）が研究科委員会において専任教員から毎年 4 名選定され、当該委員が研究科委員会に具体的な改善案を提案し、研究科委員会における審議を経て決定する体制となっている。成績評価や単位認定など教育上・教務上の問題に関連して入学者選抜方法の改善の検討が必要となる場合も、研究科委員会で随時各教員から問題提起され、上記入試担当委員の検討事項とされ得る体制となっている。

#### (入学者の多様性)

#### 4-11 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか。（「連携法」第 2 条、「専門職」第 19 条）。

入学者の多様性の確保については、特に社会人合格者枠などは設けていないが、出願書類審査における個人調書の審査及び面接試験においても多様な知識・経験を有することを評価の対象とするようにしている。また、面接試験において、これらの点を主張する機会が十分にあると考えている。

結果的には、2011 年度 13 名の入学者のうち、社会人経験者は 5 名、2012 年度 8 名の入学者のうち、社会人経験者は 1 名であった。昨年度初めて社会人経験者の比率が 2 割を割ったが、他学部出身者を勘案するとその比率は依然として高く、直ちに社会人入学試験を別に設ける必要はないものと考えている。

#### 4-12 入学者のうち法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めているか。また、その割合が 2 割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか（「告示第 53 号」第 3 条）。

入学者のうち法学以外の課程を履修した者及び実務等の経験を有する者の占める割合は、本研究科設置以来、毎年 3 割を超えている（具体的な数値については、「法科大学院基礎データ」表 14 参照）。また、過去のすべての入学試験の結果について、合格者のうち法学以外の課程を履修した者及び実務等の経験を有する者の占める割合をホームページで公表している。

#### (入学試験における身体障がい者等への配慮)

#### 4-13 身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。

入学試験における身体障がい者等への配慮については、身体障がい者等の受験を拒否してないのは当然のこととして、身体障がい等のために特別の配慮を要する受験者に対しては、「受験特別措置申請書」の提出を求めて具体的なニーズを事前に正確に把握し、適切な対応を取ることとしている。本研究科の入学試験では未だ例はないが、弱視者のための試験問題の拡大や読み取り機械の持ち込みの許可、精神的・身体的な特殊事情に配慮した別室受験の許可等の対応は、過去の他学部における入学試験において実例があり、また実例はないが、上肢に障がいがある受験者に対する代書受験等の実現も可能な体制になっている。また、入学試験段階での支援と入学後の支援とに一貫性をもたせ、支援の実を挙げるため、学内の関係部局（入試センター、学生生活支援部、学修進路支援部及び教育支援センター等）による協力が進められている。

#### (定員管理)

#### 4-14 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学

者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第 10 条）。

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。

入学定員及び学生収容定員の管理については、各季の入学試験及び法学既修者認定試験における合否判定会議において、入学者数が入学定員を大幅に超過・不足することにならないか、また法学既修者の受け入れにより 2 年次開講科目の受講学生数が過大にならないかという点に特に配慮して合否の判定を行っている。しかし、各季の入学試験及び既修者認定試験の合否判定の時点では、次年度における在籍学生数（とりわけ卒業せずに引き続き 3 年次に在籍する者の数）が確定していないため、学生収容定員の過不足については、概数を予測する以外に知る術がない。

本研究科設置以来、入学者数・在籍学生数ともに、入学定員・学生収容定員を若干名下回る数で推移してきたが、近年における志願者数の急減を受けて 2010 年度より、定員を 35 名とし、2011 年度からは試験回数を一度増やしたにも拘らず大幅な定員不足をもたらすようになった。具体的には、2008 年度には 50 名の定員に入学者は 43 名あり、収容定員 150 名に対し在籍学生数は 134 名であったのが、その後 2010 年度は 35 名の定員に対し 17 名の入学者、135 名の収容定員に対し在籍学生数は 86 名、2011 年度は 13 名の入学者、120 名の収容定員に対し在籍学生数は 66 名と約半数となり、そして 2012 年度は 8 名の入学者、105 名の収容定員に対し在籍学生数は 47 名となっている。そこで 2013 年度からは定員をさらに 10 名減じ、25 名にし、入学試験の方法も見直し、大幅な不足に対応しているところである。（具体的数値については、「法科大学院基礎データ」表 13・表 16 参照）。

#### （休学者・退学者の管理）

4-16 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。

休学者・退学者の管理については、休学願・退学願にその理由を明示することとし、また提出前後に教務委員やクラス担任等の専任教員が面談して、それぞれの学生の状況の把握と指導を行うように努め、その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会において休学・退学の理由の把握・分析をする体制となっている。

#### （特色ある取組み）

4-17 法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組みを行っているか。

法科大学院として適切な学生の受け入れを達成するための特色ある取り組みとしては、まず第一に、各季における入学試験と法学既修者認定試験の各々の成績優秀者を「給費生」に採用する制度を設けて、本研究科の入学者としてより望ましいと考えられる者が本研究科に入学するためのインセンティブを高めるように務めていること、第二に入学試験において法学既修者と未修者とを区別することなく合否判定を行って合格者の多様性の確保に努めると同時に未修者入学（3 年間教育）が本養成制度の基本であることを維持していること、第三に法科大学院への進学を希望する者に対して実施する本研究科の入試相談会に在校生を相談員として参加させて、本研究科の教育内容や学習環境などについての情報をも提供することによって、受験生が本研究科の教育方針や教育内容に適合するか否かについての適切な判断をするための材料を提供するように努めていること、第四に「トライアルコース」を設けて、法科大学院に関心のある者に法科大学院の教育を体験する機会を設けていることが挙げられる。トライアルコースとは、既述のとおり大学院への進学希望者を対象に夜間や土曜日に無料開講する講座であり、本研究科では法曹を目指す社会人や学生（所属学部や学年に制限は設けていない）に広く門戸を開いている。なお、2011 年度は 11 名、2012 年度は 9 名がトライアルコースを受講しており、そのうち 1 名は本研究科の受験に結び付いている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」4-1 から 4-17）

法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的並びに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きを設定しこれらは、事前に入学志願者をはじめ



広く社会に公表している。また、**入学者選抜にあたっての受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生の受け入れ**については、客観的な評価によって受け入れられる選抜方法を採用している。学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっており、特に問題はない。

**入学者選抜試験に関する業務**は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われており、特に問題はない。

**公平な入学者選抜**については、公平性を欠く入学者選抜が行われていることはなく、特に問題はない。

**法学既修者の認定**については、法学既修者が履修を免除される1年次配当の法律基本科目全てについて、科目担当の専任教員自身が作成した試験問題による法学既修者認定試験の結果を基礎として、作問者による判定会議によって認定の可否を判定しており、法学部出身であることや旧司法試験短答式試験の合格者であることで自動的に法学既修者と認定するのではなく、1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力を有する者のみを認定し得る適切な認定基準と認定方法によって、公正に認定がなされている。このことを明確にするため、2014年度入学試験より認定試験科目や試験時間に加えて各試験科目の配点及び認定基準の目安を公表することとした。

**入学者選抜方法の検証**については、研究科委員会が検証の主体となる体制であり、構成員が少数であることから、細部についての検討も研究科委員会での審議が可能であることの利点を生かしていると評価できる。この間入学試験については4-4に既述のとおりいくつか改革を実施した。未だ経験は短い、今後入学試験の評価と入学後の成績さらに司法試験の結果との相関関係の検討・検証を行っていく必要がある。

**入学者の多様性の確保**について、出願書類審査・面接試験などによって配慮するのみであり、志願者に占める法学部以外の出身者及び社会人経験者の比率の大きさに依存する体制であることは否定できない。現状では、入学者のうち法学部以外の出身者と社会人経験者が占める割合が3割を超えているが、最近の適性試験受験者の動向をみると、将来、法学部在学学生又は法学部卒業後の年数の浅い者が志願者の大半を占める事態となる可能性を否定することはできない。それでもなお3割基準を維持するとなると何らかの検討を要しよう。

**入学試験における身体障がい者等への配慮**については、4-13に記載のとおり、神奈川大学の全学的な取り組みが積極的になされており、本研究科も身体障がい者等を受け入れる準備は、相当程度整っていると考えられる。

#### [将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」4-1から4-17）

**法学既修者の認定試験**については、受験者からの照会に対し、合格最低点、本人の成績（合計得点及び科目別得点）などの開示を制度化することについて検討中である。

**入学者の多様性の確保**については、法学部以外の出身者又は社会人経験者の入学者に占める割合を一定水準に維持するため、入学定員に「他学部枠」「社会人枠」など、一定の優先枠を設けて設けることについて、適性試験の受験者の動向からそれら特定の人との奪い合いになり、好ましくないし、不公正になる可能性もあり、見送ることとした。

**入学試験における身体障がい者等へ更なる配慮を図るため**、単に法科大学院の問題ではないので、学内において関係機関を通じて施設的にも人的にも安定的な充実した制度化に向けて努力する。

**入学者選抜方法の検証の体制**については、入試・司法試験担当委員として専任教員4名は、入試センターの事務職員との連携により、過去の入学者選抜における評価と、合格者の入学後の成績・新司法試験の成績との相関性など、客観的データによる検証の作業に恒常的に取り組むものとする。

**学生収容定員の管理**については、法科大学院進学希望者の激減から、本学では大幅な定員不足の危惧がある。そこで、2013年度より定員を設置時に比べ半減となる25名とし、また入学試験制度も改革し、定員の確保を目指している。



## 5 学生生活への支援

## 5 学生生活への支援

[現状の説明] (「評価の視点」5-1 から 5-6)

(学生の心身の健康の保持)

### 5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。

#### 1 クラス担任制

本研究科は、各学年を2クラス(定員10数名)に分け、クラス担任(専任教員がその任にあたる)を置き、入学から修了まで一貫した指導を行う体制を整備している。現在は、各学年の学生数が10名程度であるため、各学年に1クラスずつ設置し、各クラス2名のクラス担任が配置されている。

#### 2 オフィス・アワー

クラス担任は、オフィス・アワーを設定し、研究室で待機して学生の相談に応じている。学生の要請があればこれ以外の時間帯にも相談に応ずる。

また、クラス担任以外の専任教員もオフィス・アワーを設け、学生の相談・支援にあたっている。

なお、専任教員以外の教員についても、シラバスにおいてオフィス・アワーの公表を推進している。

#### 3 学生支援担当

クラス担任のほかに、2名の教員が学生支援担当として学生の生活全般に配慮する支援体制をとっている。学生支援担当は、クラスを超えた問題に対処することを任務とする。

#### 4 「学生相談室」・「保健室」との連携

本学には、学生の心身の健康維持・向上を目的とする全学組織として、専任カウンセラー2名、非常勤カウンセラー4名からなる「学生相談室」が設置されている(添付資料5「平成24年度学生相談室利用のご案内」)。

「保健室」も、全学組織であり、心療内科医(学校医)1名、内科医2名、メンタルヘルス2名、外科・整形外科3名、婦人科1名及び看護師6名で構成されている。健康診断の実施等により学生の身体の健康について総合的に配慮している。

#### 5 AEDの設置

学生・教職員の安全対策としてAED(自動体外式除細動器)を全てのキャンパスに設置している。横浜キャンパス内には9ヶ所設置しており、防災訓練の時など定期的に学生や教職員に対するAED講習会を実施し、使用方法等の周知を図っている。

### (ハラスメントへの対応)

### 5-2 ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。

全学の取組みとして、セクシャル・ハラスメントのみならず、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止、被害者の救済及び問題の解決を目的とした「学校法人神奈川大学ハラスメント対策に関する規程」(添付資料5)が制定されている。この規程に基づき、ハラスメント対策委員会が設置され、「ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」を策定している。

また、ハラスメントに関する相談・申立の窓口には、「ハラスメント相談窓口」のほか、ハラスメント対策委員への電子メールによる相談、学外専門相談機関への電話相談を可能とする体制を整えている。学生がハラスメント被害を受けたときは、ハラスメント相談窓口及び専門相談員が解決にあたる。さらに相談者は、その意思に基づき、ハラスメント対策委員会に申立をすることができる。

以上の諸点について、小冊子及び携帯カード(添付資料5『NO!ハラスメントをしない させない 許さない』)の配布、及びウェブを通じて日常的な情報提供を行うとともに(添付資料11-12「ハラスメントを防ぐために」)、入学時のオリエンテーションで学生に周知している。

本研究科より、上記のハラスメント対策委員・窓口担当委員を各1名選出している。

### (学生への経済的支援)

### 5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。

## 1 相談・支援体制

奨学金に関する相談は、学生生活支援部学生課及びクラス担任が応じている。クラス担任は、奨学金の概要説明の他、推薦書の作成等を行い、学生を全面的に支援している。

## 2 奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金制度の他、以下の奨学金制度がある（添付資料5『2012年度奨学金案内』）。

### (1) 法科大学院給費生制度

本研究科は、経済的支援だけでなく、成績優秀者の顕彰という意義をもつ、本研究科独自の「給費生制度」を設けている。

### (2) 神奈川大学独自の奨学金制度

全学の制度として、本研究科学生も対象とする、4つの奨学金制度がある。

### (3) 社団法人宮陵会の奨学金制度

本学卒業生の団体である(社)宮陵会は、本学を卒業し、大学院の研究科に在学する学生に対して、「大学院給付奨学金」、「貸与奨学金」を実施している。

## 3 教育ローン

本学では、教育ローンの紹介を行い、学生が学業に専念できるよう配慮している（添付資料5「教育ローンのご案内」）。

### (身体障がい者等への配慮)

#### 5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。

本研究科では、身体障がい者等にも法曹への道を開くべく最大限の努力をするという考えのもと、身体障がい者等が本研究科に実際に入学した場合には、事務担当及び全教員が支援にあたるのに加え、クラス担任・学生生活支援担当教員が、当該学生より要望を聴取し、適切に対応することとしている。また、全学的な取組みとして、教育支援センターを設け、関係部局との協力により、教育と大学生活の機会を提供できるよう支援を行っている（添付資料2-20「神奈川大学教育支援センター規程」第8条）。

さらに、施設面において、法科大学院棟は、バリアフリー設計により、車椅子に対応したスロープ、エレベータ、障がい者用トイレなどの設備を備えている。

### (進路についての相談体制)

#### 5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が整備されているか。

司法試験合格後の進路に関しては、各教員の個別的なアドバイスと、クラス担任、学生生活支援担当教員によるアドバイスとを併用する体制をとっている。

なお、法曹以外の進路を検討する学生は、同様に相談することが可能であるし、全学的な窓口である学修進路支援部第二部就職課を利用することもできる。

### (特色ある取組み)

#### 5-6 学生が安心して学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。

本研究科では、全ての学生に共同研究室の専用学修スペースを確保している。また、コピーカード（2千枚分）を毎年支給し、さらに、十分な図書予算を計上して、学生からの購入希望に100%応えている。

また、共同研究室と同じフロアの一角に「リフレッシュスペース」を設け、学修能率の向上を図っている。さらに、実習科目の関係先に対し、それぞれ懇談会等を通じて、本研究科の教育への一層の理解と協力を求め、学生の学修環境の向上に努めている。

### [点検・評価（長所と問題点）]（「評価の視点」5-1から5-6）

学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制の整備について、クラス担任は、学生からの相談に応じるだけでなく、学修上・生活上問題があると判断される学生に対して積極的に面談を行い個別指導してきた。以上の実績から、クラス担任制は、学生の相談・支援体制として有効に機能していると考えられる。

学生が心の問題を抱えることも想定され、「学生相談室」・「保健室」との連携が重要となる。

この観点から、本研究科は、e-Learning トップページに学生相談室から学生へのメッセージを掲載して、学生が「学生相談室」を気軽に利用できるよう配慮している（添付資料 11-13 「e-Learning 掲載文書（法務研究科の大学院生の皆様へ）」）。

**ハラスメントに関する規定及び相談体制の適切な整備並びに学生への周知**について、学内諸規程が整備され、相談体制も確立している。また、配布物等により適切に周知されているものとする。

**奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制の整備**について、奨学金の相談に関しては、学生の要望に応じて、クラス担任及び学生生活支援部学生課が適切に対応している。本研究科学生は、多様な奨学金制度を利用することができるが、今後もなお一層の拡充が必要である。

**身体障がい者等への配慮等**については、全学的に規程や組織の整備等に積極的に取り組んでいる。また、本研究科も、身体障がい者を受け入れる準備は、相当程度整っていると考える。

**進路等についての相談体制**については、本研究科は定員が 1 学年 35 名の少人数であり、学生と教員との距離が近く、相談がしやすい環境にある。

**特色ある取組み**についても、学生と教員との距離が近いことから、学生の希望が教員・大学側に伝わりやすく、迅速できめの細かい対応が可能であると考えている。

#### 【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」5-1 から 5-6）

**学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制の整備**について、学生相談室との連携がスムーズに機能し、支援体制がほぼ整っていると見える。心身の健康保持増進は重要性を増しているため、適切な対応をとれる体制の充実・整備に引き続き取組みたい。

**ハラスメントに関する規定及び相談体制の適切な整備並びに学生への周知**について、学内の説明会等を利用して、学生への周知をさらに図りたい。また、「ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」は、運用実績をもとに毎年見直すこととなっている。適切な対応が可能な体制の整備を図りたい。

**奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制の整備**について、クラス担任等の相談体制は整っている。奨学金制度についてはさらに拡充に努めたい。

**身体障がい者等への配慮等**について、全学的な取組みとして、担当副学長を置き、体制の整備に努めている。また、本研究科としても、支援を充実させるべく、関係部局と連携し、整備を進めたいと考えている。

**進路等についての相談体制、特色ある取組み**については、毎学期末に実施している授業評価アンケートの自由記述欄に、要望等を記述することを求め、これを受け、適切に対応したい。

## 6 施設・設備、図書館

## 6 施設・設備、図書館

[現状の説明] (「評価の視点」6-1 から 6-10)

(教育の形態に即した施設・設備)

**6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか(「専門職」第 17 条)。**

講義室、演習室、その他、法科大学院の主要な関連施設・設備は、法科大学院棟 (24 号館) に集約的に設置・整備されている。法科大学院棟は、面積約 3,300 m<sup>2</sup>、地下 1 階、地上 3 階建てで、地下に図書室・書庫・e-Learning 管理室などの資料・情報関係施設、1 階に講義室(4 室)・演習室(2 室)・法廷教室・リーガルクリニック室・事務室兼講師控室などの授業関係施設、2 階に学生自習室(4 室、計 168 席)・リフレッシュスペースなどの学生関係施設、3 階に教員研究室(15 室)・会議室(2 室)の教員関係施設のほか、演習室(2 室)・パソコン演習室を配置している。

また、「横浜弁護士会・神奈川大学みなとみらい法律相談所」が行う法律相談事業用の施設として、横浜みなとみらい地区にある「KUポートスクエア」内に法律相談室(共用施設)を置いている。

設置認可時に、本研究科の設置理念である「地域密着型法曹」養成のための研究・教育拠点として計画された「地方自治センター」と「国際人権センター」については、本学法学研究所(法学部の全専任教員及び本研究科の全専任教員によって構成される研究機関で、現在の所員は 48 名)の内部組織として開設され、24 号館地下 1 階に各 1 室の専用スペースを確保している。両センターの運営に関しては、それぞれ、センター長及び本研究科教員を含む 4 名の運営委員からなる運営委員会を置き、その事業活動の推進にあたっている。本研究科と連携した両センターの事業として、リーガルクリニックにおける自治体関係及び在日外国人の人権関係の法律相談に際し、適宜、事例検討会(本研究科の学生も参加できる)やスタッフセミナーを開催するほか、公開の講演会などを実施している。

(添付資料 2-11『法務研究科学修スタートガイド 2012』(神奈川大学横浜キャンパス 24 号館各階平面図参照))

(自習スペース)

**6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。**

学生自習室は以下のように、在学生用と研修生用に分かれている。

在学生用自習室(3 室、計 126 席)は、法科大学院棟 2 階に、収容定員に対して十分な余裕をもって用意されており、現在の在学生数に対しては、1 人当たり約 8 m<sup>2</sup>の面積が確保されている。学生全員に机・椅子、鍵つきキャビネットなどが割り当てられ、各部屋の出入口は、暗証番号式のキーにより開閉ができる。

また、2007(平成 19)年度から、修了者を対象とする「法務研究科研修生」制度が設けられているが、これら研修生用には、同じく法科大学院棟 2 階の自習室 1 室(42 席)を共用スペースとして確保し、さらに、専用の鍵つきロッカー(54 名分)を 1 階に設置している。

自習室の利用時間は、在学生用、研修生用を問わず、また、土曜日、日曜・祝日、大学の休業期間中を問わず、8:00~23:00 であり、十分に確保されている。また、安全面でも、法科大学院棟が、守衛所とは、道を挟んで斜め向かいの近接した位置にある上、日中・夜間ともに守衛による巡回を行っていることから、十分な配慮がなされているといえる。

(研究室の整備)

**6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。**

教員研究室は 15 室(1 室約 20 m<sup>2</sup>)あり、すべての専任教員に個別研究室が割り当てられている。1 室当たりの面積は、他の学部専任教員の研究室とほぼ同等であり、現状においては十分なスペースといえる。

(情報関連設備及び人的体制)

**6-4 学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。**



学生の学習のための情報関連設備としては、パソコン演習室、情報機器(パソコン9台ほか)を設置した資料準備室、e-Learning 管理室が配置されており、講義室はすべて、e-Learningを使用した双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供ができる仕様となっている。パソコン演習室にはパソコン25台が備えられ、授業時以外であれば、開室時間(休日を除き月曜～土曜日8:40～23:00)の間は学生が自由に利用できる。このほか、法科大学院棟においては全棟内で無線LANの使用が可能である。また、e-Learning 管理室には、e-Learningコンテンツの作成やe-Learningを使用した授業のサポートのために担当者が1名置かれている。

教員による教育研究のための情報関連設備としては、全専任教員にパソコンが1台ずつ配分され、また、講師控室にも、非常勤講師等の利用に供するためパソコン2台、プリンター1台、スキャナー1台を設置している。

また、大学図書館が設けているサイトを利用し、インターネットを通じて、外部データベースとの接続をはじめ様々な情報やサービスを得ることができ、大学図書館によるデータベース講習も定期的に行われている。

さらに全学的な支援体制に関しては、情報システム推進部を所管として学内ネットワークシステム(MIYAMO-NET)が導入されており、学生や教職員であれば誰でも専用回線を通してインターネットに接続することができるようになっている。このMIYAMO-NETで利用できるサービスとして、研究室で使用するパソコンのセキュリティ対策等の情報提供、メディア教育支援室による講習会・教材作成支援等も実施されている。

(添付資料6『2012年度版MNS利用の手引き』、『情報リテラシーテキスト』)

#### (身体障がい者等への配慮)

##### 6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。

法科大学院棟は、バリアフリー設計により、出入口の車椅子用スロープ、車椅子対応のエレベータ、身体障がい者用トイレなどの設備を備えている。

#### (施設・設備の維持・充実)

##### 6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。

本研究科内に教育研究環境整備担当委員を置いており、学生・教員からの要望を随時聴取しつつ、本学全体の施設・設備を所管する管財部キャンパス整備推進課と連絡をとりながら、施設・設備の改善と充実に取り組んでいる。

専任教員に配分されたパソコンの更新については、予算の範囲内で、教員の希望に基づき随時行っている。また、e-Learning 関係の設備の追加・拡充については、学生・教員からの要望に応じて随時改善に取り組んでいるほか、さらに、本学全体のネットワークシステムを所管する情報システム推進部と連携しつつ、将来へ向けての抜本的な充実策を検討している。

#### (図書等の整備)

##### 6-7 図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。

法科大学院専用図書室用の図書等の年度予算として、2012年度は、教育研究用図書費3,780,000円、司法試験関連図書費600,000円(設置年度は500,000円)、雑誌費2,300,000円(同2,000,000円)が計上されている。教育研究用図書については、分野ごとに予算を配分し、当該分野の担当教員が選書したうえで図書委員がそれらを取りまとめて購入しており、司法試験関連図書、雑誌については、図書委員が選書をして購入している。2012年3月31日現在、図書室の所蔵資料数は、図書11,370冊、定期刊行物228誌、視聴覚資料117点である(なお、図書室内には、閲覧席が10席、データベース検索用座席が10席[パソコン10台]設けられている)。

これに加えて、本研究科の学生・教員は、法学部資料室(図書数3,474冊、定期刊行物135種)、大学院法学研究科資料室(図書数10,545冊、定期刊行物94種)、法学研究所(図書数28,450冊、定期刊行物33種、視聴覚資料135点)の資料も自由に利用することができる。これ以外に、大学図書館には、上記計上分を除いて、図書1,023,833冊、定期刊行物11,935種、視聴覚資料17,595点、電子ジャーナル60,208種が所蔵されている。

### (開館時間)

**6-8 図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。**

法務研究科図書室の開室時間は、月曜日から土曜日は 8:30~23:00、日曜・祝日は 8:30~21:30 となっており、大学図書館の休館日(大学の休業期間中の日曜・祝日、大学一斉休業日、入学式・卒業式当日)を除いて、基本的に学生の学習上及び教員の教育研究上の利用に支障がないよう開室時間は確保されている。

大学図書館の開館時間は、月曜日から土曜日は 8:50~21:30 となっており、日曜・祝日及び大学の休業期間中も、休館日を除いて 9:30~18:00 の間開館している。

### (国内外の法科大学院等との相互利用)

**6-9 国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。**

国内外の研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用は、大学図書館を通じて行っており、大学図書館内のレファレンスカウンターにおいて、他機関への文献複写依頼や現物貸借依頼を受け付けている(オンラインでの申込みもできる)。また、神奈川大学がその会員となっている、神奈川県内大学図書館相互協力制度や、横浜市内大学図書館コンソーシアム制度を通じて、他大学の図書館等を利用することも可能である。

なお、2008年12月創刊の本研究科紀要『神奈川ロージャーナル』を、毎号、他法科大学院等200カ所以上に送付しており、また、多くの他法科大学院や弁護士会からも、紀要等の寄贈を受けている。

### (特色ある取組み)

**6-10 法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組みを行っているか。**

第1に、本研究科教員が独自に開発した e-Learning システムに基づき、e-Learning を使用した双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供を行うため、e-Learning 仕様の講義室、パソコン演習室、情報機器を設置した資料準備室、図書室内のデータベース検索用座席などを配備し、また e-Learning 管理室にはコンテンツ作成・授業サポートの担当者を配置するなど、e-Learning システムの活用のために充実した設備を整えている。

第2に、理論と実務を架橋する法教育を実践的に推進するため、法実務の疑似体験などを通じた臨場感ある教育指導を行う施設として、法廷教室(模擬法廷。裁判員裁判に対応できるよう改修済み)を設けているほか、リーガルクリニック室(相談室2室を含む)を配置している。

第3に、本研究科の修了者のうち、「法務研究科研修生」として登録した者に対して、自習室1室(42席)を確保し、さらにその便宜を図るため、1階ロビーに専用の鍵つきロッカー(54名分)も設置している。

### [点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」6-1から6-10)

**教育形態に即した施設・設備**に関しては、本研究科の規模及び教育形態に応じて、必要な講義室、演習室その他の施設・設備が、適切に整備されているといえる。また、本研究科の設置理念である「地域密着型法曹」養成のための実践的な研究・教育拠点として設置された「地方自治センター」と「国際人権センター」は、当初、法科大学院棟から離れた17号館内に置かれていたが、2009年7月、法科大学院棟への移転がなり、法科大学院の授業などとの有機的な連携の基礎が整った。

**自習スペース**に関しては、学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、利用時間も、十分に確保されているといえる。

**国内外の法科大学院等との図書等の相互利用**に関しては、大学図書館(法務研究科図書室は、大学図書館の分室の扱いである)を通じて行っている。

### [将来への取組み・まとめ](「評価の視点」6-1から6-10)

**教育形態に即した施設・設備**のうち、前回評価時には法科大学院棟外にあった「地方自治セ

ンター」と「国際人権センター」を法科大学院棟へ移転させることができたことはひとつの大きな前進であるが、本研究科の設置理念を十全に実現するためには、両センターの施設・設備の充実を図り、その事業の一層の発展を目指す必要がある。できるだけ早急にそのための具体的な取組みを行いたいと考えている。



## 7 事務組織

## 7 事務組織

[現状の説明] (「評価の視点」7-1 から 7-5)

### (適切な事務組織の整備)

7-1 法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、法科大学院の設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか (「大学院」第 35 条)。

本学法科大学院の設置形態は、法学部、大学院法学研究科とは別に、本学唯一の専門職大学院として大学院法務研究科法務専攻に専門職学位課程を置くものであり、横浜キャンパス内の独立した教育・研究棟である 24 号館 (法科大学院棟) に開設されている。授業形態は昼間部 (授業時間 8:50~17:50) のみであり、入学定員 35 名 (2013 年度からは 25 名)、収容定員 105 名 (2013 年度は 95 名)、専任教員数 15 名 (実務家教員 4 名) の規模である。

事務組織としての支援は、1 号館 (大学の主要な事務部局が集中する棟) にある学修進路支援部第一部 (教務) 学部大学院課に配属された法務研究科担当 2 名 (主・副担当) の専任職員が、研究科委員会運営補助、予算執行、履修・成績管理業務を専属的に行い、その補助作業のため派遣職員を 1 名配置している。これとは別に、法務研究科委員長の秘書業務を担当する派遣職員 (法学部長秘書と兼務) を 1 名配置している。また、法科大学院棟内には、教員の授業実施、学生指導等の支援を中心に行うため、事務室・講師控室に 1 名の契約職員を配置、本学法務研究科の特色である授業支援 e-Learning システムのコンテンツ作成などの管理業務を行うため、e-Learning 管理室に 1 名の派遣職員 (IT 専門) を配置しており、以上の職員については、学部大学院課長が統括責任を負う体制となっている。さらに図書室管理・運営のため、法務研究科図書室に延べ 5 名の業務委託職員をシフト勤務で配置している。

### (事務組織と教学組織との関係)

7-2 管理運営及び教育研究活動の支援において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか。

事務組織と教学組織との間での有機的な連携については、意思決定機関である法務研究科委員会運営への事務担当者 (学部大学院課の法務研究科担当専任職員 2 名) の参画により図られている。法務研究科委員会及び運営委員会の運営準備には事務担当者があたり、審議資料や参考資料の作成を行う。両委員会には常時出席し、研究科委員会議事録をとり、必要に応じ補足説明をするとともに、求めに応じ意見を述べる。また、日常的業務としての授業実施に関する事項 (時間割の編成、教室の使用調整、履修要覧・シラバスの依頼・作成、履修管理等)のほか、学生や学外諸機関との連絡・調整につき、委員長、運営委員、各教員と電話・電子メール等の連絡により迅速な業務処理を図っている。さらに、学生の成績分析・傾向等の調査を事務担当者が適宜行い、研究科へ情報を提供するなどの支援を行っている。

### (事務組織の役割)

7-3 法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能は適切に発揮されているか。

前回の認証評価以降の事務組織による企画・立案として、学部では廃止することとなった日本学生支援機構の予約採用奨学金制度の維持を事務局から提案し、法務研究科が受け入れたこと、また、シラバス記載事項のチェック体制の整備を事務局の主導で行い、法務研究科を含む全学で確立したことが挙げられる。

### (事務組織の機能強化のための取組み)

7-4 管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めているか。

本学では、管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員の能力を向上させる施策として、組織力・競争力、個人の資質・能力の開発・強化、組織目的に合った研修制度を体系化し、人事部主催で新人研修、経験年数別研修、管理職登用時研修、管理職研修など、目的別に計画されたカリキュラム内容で実施している。法務研究科事務担当者もこれらの研修会への参加が義務づけられている。また、他団体主催の研修会への出席や、業務に密着した部署毎の研修会を開催し、能力の啓発・向上に努めている。なお、現在のところ法務研究科に特化した形

での研修等はなされていない。

### (特色ある取組み)

#### 7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。

法務研究科事務担当者が所属する学部大学院課は、全学の学部及び大学院の管理運営に関する所管部署である。法務研究科事務担当者は、学部大学院課の組織性を生かし、法学系の学部・大学院間の情報共有と効率的な業務処理を目的として、「法学系学部・大学院協議会」（法学部教員と法務研究科教員との連携・協力のための連絡協議組織）に、法学部担当、大学院法務研究科担当の事務職員とともに出席し、情報の共有化、議事録・資料の協同作成等を行っている。

#### [点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」7-1 から 7-5)

**事務組織**は、法科大学院の独立した事務組織ではなく、大学全体の学修支援業務を担当する部署である学部大学院課に所属する2名の専任職員と契約職員、派遣職員、業務委託職員という職種の複合する形態での支援となっているが、定期試験など要員が必要な際には他研究科を担当する同課の専任職員によるサポート体制が整えられており、管理運営の支援は適切に処理されている。

ただし、教育研究支援においては、1号館に常駐する専任職員と主に24号館内で勤務するそれ以外の職員（契約、派遣、委託）との情報のより一層の有効的共有化が課題であるが、2012年11月より専任職員が1名増員され、これにより専任職員1名が週に3日、24号館事務室内で勤務する体制となったため、課題克服へ向けて一定の取組みがなされた。また、入学試験担当部署や学生生活支援部署との組織的連携体制が整っておらず、その都度の事案処理となっている。

**事務組織と教学組織の連携**については、研究科委員会及び運営委員会への事務担当者の出席は、事務組織と教学組織との迅速かつ的確な意思疎通を図る有効な手段となっていること、また審議資料や参考資料の作成を行うことにより研究科の管理運営及び研究活動に必要な情報が適宜事務に伝わる点など評価できる。

ただし、7-1に関して述べたとおり、職員構成において研究科委員会運営補助に直接携わる専任職員とそれ以外の職員（契約、派遣、委託）との情報共有の方法など課題は多い。また、人事異動による担当者交代時の業務引継方法が策定されていないことは問題である。

**企画・立案機能**については、日常的な事項に関する企画・立案は学部大学院課が、教育・研究の視点に立った将来構想等の企画・立案については、教学評議会・大学院委員会の運営を通して学長室が、そして、法人全体の基本方針の策定、法人の中長期経営計画の策定、それに関連する事業計画の企画・立案については、常務理事会・事務局長支援を通して経営政策課が担うという役割分担になっている。しかし、2004年度開設からこの間に行われた事項の多くは事務組織としての企画・立案によるものではない。法務研究科の運営補助を学部大学院課が担当していることから、研究科委員会の検討・立案に必要な支援が法務研究科事務担当者によって行われてはいるが、事務組織の企画・立案機能が適切に発揮されているとは言い難い。

また、全学的に他学部・研究科における同種事案の取扱いとの平衡を図ることが優先される傾向も少なからず存し、独自の企画・立案の実行過程において専門職大学院固有の課題が学内で十分に理解されず、全学的平準化を求められる場合があることも否定できない。

**事務組織の機能強化の取組み**としての職員への研修制度については、計画的な研修制度が設けられたことは評価に値する。今後は法科大学院に特化した形での研修を計画すべきであるが、その具体的な内容等の検討には至っていない。

**特色ある取組み**として、現状の取組みのところで述べたとおり、事務担当者を重層的に配置することにより、事務組織内の情報の共有化はもちろん、関係学部・研究科との連携や役割分担を適切に行うことができる。ただし、主・副担当という位置づけから、大学業務の繁忙期において主に担当している研究科、学部の業務量増大に伴い、相互の協働面に強弱が発生することがある。

#### [将来への取組み・まとめ](「評価の視点」7-1 から 7-5)

**事務組織**については、学生募集から始まる入学試験業務や直接的な学生生活支援までを含ん

だ管理運営、支援体制強化が必要であり、法務研究科支援業務の一本化・体系化を図るため、中・長期的には事務課独立を視野に入れての検討が必要である。

事務組織と教学組織との間の有機的連携は概ね支障がないレベルで保たれているが、今後は事務処理のみではなく、開設以来蓄積されてきたデータ類（履修データ、成績データ等）を調査・分析するなど、教学へのフィードバックを積極的に図っていく。

法科大学院の中・長期的計画を支えるための事務組織としての役割は、上述のようにその役割を分担するにとどまっている。このため、事務組織として中・長期的計画の企画・立案が可能となるためには新たな制度設計が必要である。

事務組織の機能強化の取組みについては、専門職大学院法務研究科を担当する職員として自己点検・評価への関わり（事業計画の立案－実施・運営－点検・評価、P D C A）を中心としてO J Tの統合・活性化を図ることも、能力の啓発・向上につながるものと考えられる。また、上記のような研修制度によって職員一人ひとりの資質の向上を図り、総合的な能力を養うとともに、既存の大学院とは異なる専門職大学院としての特色をサポートするために必要な知識・能力の開発に向けての研修制度確立が必要である。

特色ある取組みとして、現在は法学系の大学院、学部間の情報共有や相互の事務処理に重点が置かれているが、今後は学部と大学院の教育研究活動面における緊密な連携の具体的方策を企画・立案する事務組織となる必要がある。このため主・副担当者の業務分担を明確にするとともに、組織研修、個人研修等の強化を行い事務組織としての機能の充実を図る。



## 8 管理運営

## 8 管理運営

[現状の説明] (「評価の視点」 8-1 から 8-6)

(管理運営体制等)

### 8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。

「神奈川大学大学院学則」の規定に基づき、大学院の各研究科に共通する重要事項を審議するために設置されている大学院委員会を規定する「神奈川大学大学院運営規程」と、法務研究科の円滑な運営を図ることを目的として、「神奈川大学大学院法務研究科規程」が定められている。

法務研究科委員会には、委員会を代表としてその運営に当たり議長として委員会の議事を司る研究科委員長と、その職務を補佐する運営委員が 3 名（そのうち 1 名は実務家教員）おかれている。

### 8-2 法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。

大学院学則第 8 条により設置されている法務研究科委員会は、意思決定機関として、教員人事・教育課程・修了認定及び学位授与等の重要議題を審議・決定する。研究科委員会で決定された事項のうち、全学に及ぶ事項については、教学の最高決定機関である大学院委員会において審議・決定がなされる。教員人事及び規程の改廃等については、さらに、理事会での審議・承認を以って最終決定となる。

(添付資料 8「神奈川大学大学院法務研究科規程」第 2 条第 2 項、「神奈川大学大学院学則」第 8 条第 4 項)

(法科大学院固有の専任教員組織の長の任免)

### 8-3 法科大学院固有の運営管理を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。

「神奈川大学大学院法務研究科規程」第 3 条にもとづき、本研究科委員長は本研究科委員会において互選される。互選は、委員の半数以上が出席する委員会において行うものとし、有効投票の過半数を得た者が当選者となる。任期は 2 年である。この手続きに従い、適切に研究科委員長を選任している。

なお、委員長の罷免についての規定はなく、これまで、罷免の例もない。

(関係学部・研究科等との連携)

### 8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。

本研究科は専門職大学院として本学では独立した設置形態になっているため、管理運営上、他の学部・研究科等との連携・役割分担については、制度上は特段の考慮を必要とはしていない。

しかし、法学系組織間の円滑な関係を築くため、法学部及び大学院法学研究科との間で、「法学系学部・大学院協議会に関する申し合わせ」にもとづき、定期的に「法学系学部・大学院全教員集会」を開催するなどして、管理運営にかかる情報交換をはかっている。また、当該申し合わせに従い、2007 年 4 月から、法学部・大学院法学研究科・法務研究科の執行部を構成員とする協議の場（「法学系学部・大学院協議会」）を持ち、管理運営面でもより適切な連携を図る体制整備を強化している。法学部との間では、適切な教員人事配置について検討も行っているが、これは、「専門職」附則 2 により、法学部の専任教員の必要数に算入されている教員の兼任状態解消のためにとりわけ重要なものと位置づけてきた。

このほか、法学研究所との関係では、本研究科全専任教員が同研究所の所員でもあることから、他の所員と同様の資格でその意思決定に参画している。

(財政基盤の確保)

### 8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。

本研究科の教育研究活動の環境整備は、開設 2 年目（2005 年 4 月完成）に横浜キャンパス内

に法科大学院棟（24号館）を建設し、その充実を図った。法科大学院棟の総工費は、8億3,700万円であったが、単年度収支を圧迫しないよう2004年度から第2号基本金へ先行組入れ（5億円）を行うなど計画的な資金繰りにより施設の整備を行った。館内は、ロー・ライブラリー、資料作成室、講義室、演習室、法廷教室、リーガルクリニック室、大学院生研究室、パソコン演習室、教員研究室等で構成され、e-Learningシステム等のIT環境も整備し、双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供ができるしくみとなっており、開設以来教育研究活動に有効に活用されている。

2012年度における法科大学院の経常的な予算は、3,000万円であり、そのほか、設備充実・更新や学生の教育支援（アカデミック・アドバイザー）等を目的とした特別予算3,400万円、図書館予算では、法務研究科教員研究用図書費980万円、教員に対する個人研究費1人当たり30万円、国内学会出張旅費、海外学会等出張旅費が予算措置されており、教育研究活動を担保する予算は、充実しているといえる。

また、学生の修学支援として、1934年から実施している伝統のある給費生制度を拡充し、法科大学院には、「米田吉盛教育奨学金神奈川大学法科大学院給費生規程」を2003年に制定し、採用者には年間100万円を支給しているほか、給付型の奨学金としては、学業成績、人物共に優秀でかつ経済的に困難がある学生を対象とした神奈川大学修学支援奨学金、卒業生からの寄付を基金とし、その果実を一部原資とした村橋・フロンティア奨学金、寄付者の氏名等が冠となり、給付の条件を指定できる神奈川大学激励奨学金、卒業生団体の社団法人宮陵会からの寄付を原資とした宮陵会大学院給付奨学金などが設けられており、2011年度は、法科大学院生に対し総額で2,150万円の奨学金が給付されている。そのほか、貸与型の奨学金としては、社団法人宮陵会の宮陵会貸与奨学金などの制度がある。

環境整備のための財政基盤及び資金の確保については、大学院法務研究科の収支を独自に消費収支内訳表に展開して見ると、3億3,300万円の支出超過（2011年度決算）となっており、今後の収支見通しとしても、収入超過への転換は困難であることが予想される。しかし、法務研究科の設立は、神奈川大学が法学部を擁しかつ地域の総合大学として社会的役割を果たすためには、必要不可欠な研究科であるとの認識から、学校法人全体の収支を踏まえ、その一部として法務研究科を位置付けていることから、学校法人全体の財政基盤を確立することが、ひいては、法科大学院の財政基盤の確立及び資金の確保に繋がると考えている。

#### （特色ある取組み）

#### 8-6 法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。

「法学系学部・大学院協議会」（8-4参照）を設置し、教育・研究における相互の協力関係の維持発展を図っている。また、全学組織との連携において、大学院委員会、大学院研究科委員長会議などの大学院関係会議への参画はもちろん、必要に応じて学部長会や教学評議会などの学部関係会議に出席して意見を陳述し、意思決定過程に参画している。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」8-1から8-6）

法科大学院の管理運営に関する規程は、法務研究科設置当初から整備され、適正に運用されている。

法科大学院固有の専任教員組織の決定の尊重について、上位の会議体においては、特段の事情がない限り、研究科の決定は尊重されたうえで、意思決定がなされている。

規程上も、その運用の実際においても、研究科の決定は尊重されており、問題はない。

委員長の選出には、本研究科専任教員としての資格を有することが実体的基準として内包されている。手続面も含め、選考基準は適切である。なお、委員長の選出は立候補による慣行化し、立候補者は抱負及び研究・教育歴等を記した文書を事前配付してきているが、これにより選考過程のいっそうの透明化・適正化が実現している。その一方で、長の罷免については規定化が必要である。

財政基盤の確保について、法科大学院の収支は、現状の支出超過の状況を脱することは、将来的にも困難が予想されるが、教育研究状況を見極め、経常的費用を見直すことにより、重点的に資金を再配分する必要がある。

また、法人全体の財政状況については、2011年3月に策定した中長期財政計画を踏まえ、将

来構想中期実行計画を遂行しつつ、計画的に特定資産の積み立てを行うなど、現状では財政基盤の安定が図られているところであるが、今後、帰属収入が頭打ちになることが予想される中、支出面についてはPDCAサイクルの徹底とスクラップ・アンド・ビルドの実践などにより経費の節減を図り、限りある財源を教育研究活動へ効果的に財源配分を図っていくことが課題である。

**特色ある取組**として特記されるのは、「法学系学部・大学院協議会」の機能と役割である。現在では、教育課程の編成など、3者の密接な協力関係が必要となる事項について実質的な連携を行うに至っている。さらに、同協議会主導のもと、本研究科又は法学部に設置される教員採用選考委員会に両組織の専任教員が相互に一定数(最低1名)配置されるようになっており、両者にとって有益な教員の採用が制度的に可能になっている。なお、本研究科の専任教員が特段の障害なくサバティカルをとることができているのも、同協議会を通して法学系組織間の信頼関係が維持されているからであると考えている。

また、本研究科委員長が学部関係会議に出席し意見陳述をできることは、本研究科の機能強化や学内のプレゼンスを明確にできるなどの長所がある。

#### [将来への取組み・まとめ] (「評価の視点」8-1から8-6)

**法科大学院の管理運営、法科大学院固有の専任教員組織の決定の尊重**共に、現在のところ、将来へ向け新たに取り組むべき特段の課題はないものと考えている。

本学には、学長(「神奈川大学学長辞任請求規程」)を除き、**長の罷免**について規定がないことから、全学的に歩調をあわせて罷免についての規定を整備していくこととする。

**財政基盤を確保**し、法科大学院教育の充実に資するため、今後とも必要に応じた財政措置を講じるとともに、一方では、経常的費用の節減に努め、財政収支上は現状維持もしくは多少でも支出超過が改善できるよう努めていく必要がある。

法科大学院を含めた大学間競争の時代を勝ち抜き、魅力ある教育・研究活動を実践していくためには、中長期財政計画を踏まえ、財政基盤の安定に継続して努めていかなければならない。収入の8割を占める学生生徒等納付金の確保はもとより、資産運用や補助金をはじめとする外部資金の獲得等により収入の増加に努めるとともに、経費削減に努め、引き続き健全な財政を維持する。

**特色ある取組**として、法務研究科、法学研究科、法学部の3者が今後も並存し、かつ有効な協力関係のもとに維持・発展するため「法学系学部・大学院協議会」の活動をさらに充実していく。また、説明会や講演会その他の広報活動を通じて、法学部のみならず他学部からの本研究科進学希望者を育成する環境を整備する。

## 9 点検・評価等

## 9 点検・評価等

[現状の説明] (「評価の視点」9-1 から 9-5)

(自己点検・評価)

**9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか (「学教法」第109条)。**

### 1 自己点検・評価のための組織体制について

法務研究科では、全学的な自己点検・評価活動を統括する「自己点検・評価全学委員会」(添付資料9「神奈川大学自己点検・評価規程」)の下に法務研究科の自己点検・評価を実施する「法務研究科自己点検・評価実施委員会」(現構成員は安達和志法務研究科委員長、鶴藤倫道教授、中村壽宏教授の3名)を設置している。

法務研究科に係わる主な活動としては、3つのポリシーの策定及び教育研究上の目的の見直し(添付資料1『神奈川大学の基本方針2012』p.144)、また、認証評価を受審した際の評価結果(勧告、助言)に関する改善取組(添付資料9『神奈川大学の現状と課題 - 2010-2011年度点検・評価報告書 -』)、すなわち、シラバスのチェック体制の整備、理念・目的等に係る掲載媒体間の整合の確認、研究科内の各会議体の位置付け及び自己点検・評価の実施体制の確認等を行った。

教育方法の点検及び改善・充実については、法務研究科FD委員会が実施機関となって授業評価アンケート等を恒常的に実施している。

なお、法科大学院認証評価及び大学(認証)評価後の全学的な点検・評価活動については、『神奈川大学の現状と課題 - 2010-2011年度点検・評価報告書 -』として2012年11月に刊行した。

### 2 教育関係に関する点検・評価

教育方法に関する自己点検・評価は、「講義担当者間の授業参観」と学生を対象とする「授業評価アンケート」及び「ティーチングポートフォリオ」を中心に行っている。

講義担当者間の授業参観は、法務研究科FD委員会が指定する期間(前学期・後学期にそれぞれ1ヶ月程度)におおむね2科目の授業を参観し、他の教員が行っている優れた教育方法を知り、また教育方法として問題があると思われる点があればそれを指摘するというものである。

授業評価アンケートは、各科目の最終授業において当該科目の教育方法等に関して学生からの意見を求めるものである。授業評価アンケートの評価項目は添付資料(添付資料2-21「授業評価アンケート」)の通りであるが、予習・復習にかけた時間、e-Learningにおける講義情報提供のタイミング及び質、授業内容の質(双方向性・授業効果・改善を要する点)等を問う内容となっている。

ティーチングポートフォリオは、各教員が担当講義の初回開始前に授業の具体的な実施計画を記述し、最終回終了後にその達成度を自己評価するものである。ティーチングポートフォリオの評価項目は添付資料(添付資料11-14「ティーチングポートフォリオ」)の通りであるが、開講前に記述する項目として当該科目の「教育目標・カリキュラム上の位置付けに関する見解(教育目標・他科目との関係)」、「教育目標を達成するための講義実施計画(目標にむけた授業方法・教材選択の基準・課題設定)」、「前年度の講義との比較における改善計画」があり、全授業終了後に記述する項目として「特記すべき講義実施記録」、「講義の自己点検」、「次期の講義に向けた改善計画」となっている。

### 3 研究関係に関する点検・評価

神奈川大学には、大学に所属する全教員を対象とする「業績システム」データベースが稼働しており、法科大学院に所属する教員も研究業績・社会活動等を各自でここに記録することになっている。

本研究科独自の取組みとして、2008年度に創刊した紀要『神奈川ロージャーナル』(年1~2回発行)に専任教員の論説、判例評釈等を掲載するほか、「専任教員の研究・社会活動報告」欄を常設して、専任教員の最近の研究活動状況が分かるようにしている。

**9-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか (「学教法」第109条)。**

### 1 全学的に実施した自己点検・評価の結果の公表

自己点検・評価結果の公表については、大学(認証)評価及び法科大学院認証評価を受審する都度、認証評価機関からの評価結果に加えて、点検・評価報告書及び基礎データを神奈川大

学WEBサイトで公開することとしている。また、認証評価の受審年度以外に全学で実施した自己点検・評価活動については、その概要をWEBサイトで公開している。

自己点検・評価の過程で作成された報告書（進捗状況確認シート等）は、内部検討段階の記載等も多く含むため、現時点ではWEBサイトで公開していない。ただし、これらの報告書等についても、2012年11月刊行の『神奈川大学の現状と課題 - 2010-2011年度点検・評価報告書-』に掲載し、本学の横浜・湘南ひらつかキャンパス図書館及び法務研究科図書室で閲覧ができるよう整備した。

## 2 法務研究科で実施した自己点検・評価の結果の公表

9-1にて既述の授業評価アンケートについては、授業担当教員の所見を記載した上でファイルにまとめられ、これを法務研究科図書室に常置することにより在学生に公開している。なお、学外への公開は現在のところ行っていない。

講義担当者間の授業参観の報告書は、その性質上学生に対する開示はしていない。

ティーチングポートフォリオはe-Learningシステム上で実施されているため、学生に対する開示は容易であるが、現時点では公開するか否かについては各教員の判断に任せている。

研究関係に関する自己点検・評価としての情報に関しては、神奈川大学の業績システムデータベースに搭載された情報については、神奈川大学のホームページ上で確認することが可能である。法科大学院のホームページにおいては、教員紹介において主要著作のリストを示している。

### (評価結果等に基づく改善・向上)

#### 9-3 自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。

##### 1 教育関係に関する、点検・評価の結果のフィードバック体制について

学生が提出した授業評価アンケートは、科目ごとに事務担当者において数値的指標と学生からの感想・要望等が転記された一枚の授業評価シートにとりまとめられ、各授業担当者に配付されると同時に研究科委員会において全教員に開示される。各授業担当者は、研究科委員会において質問が生じればそれに回答する。さらに、授業評価シートに主として学生の感想・要望に対する所見を記載し、FD委員会に提出する。FD委員会は、全教員の授業評価シートをとりまとめて学内の図書室に備置し、学生に公開する。

ティーチングポートフォリオは、現時点においては、各授業担当教員において結果を自己評価し、次年度の授業計画立案のための検討資料とすることになっている。

##### 2 研究関係に関する、点検・評価の結果のフィードバック体制について

研究関係に関する自己点検・評価の結果のとりまとめを法務研究科において独自に行っていないため、特別な体制は現時点では整っていない。

ただし、法務研究科が独自に紀要を発行しており、研究活動や実務上の活動の成果をここに公表することが推奨されており、この紀要を通じて教員が相互に研究活動等を確認し合っている。

##### 3 認証評価の結果のフィードバック体制について

認証評価において教育研究活動に関する意見や重大な勧告等を受けたときは、FD委員会において対応を検討し、速やかに研究科委員会に改善案を提出することとしている。

#### 9-4 自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応しているか。

##### 1 教育研究活動に関する改善方法

自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているかどうかについては、授業評価アンケートを通じて学生から指摘・提案される諸事項を真摯に受け止めて、各教員が授業方法を必要に応じて修正することによって実現している。具体的には、授業運営ないし成績評価について学生アンケートの結果等から問題が発覚した場合は、法務研究科委員会において報告・審議のうえ、法務研究科委員長・教務担当委員及びFD委員が問題となった教員と面談して対応を強く促すことになっている。事例は複数あるが、開設年度から今年度までに、教育上の問題点を点検・評価の結果として指摘されながら改善しないまま今年度も授業科目を担当した教員は皆無である。結果として改善の見込みがない教員については、

授業担当を見直すことによって対応しているからである（非常勤講師について例がある）。

## 2 認証評価における指摘に対する改善方法

教育研究活動の改善・向上に関する認証評価における指摘に対しては、すべて対応した。

具体的には、勧告を受けた問題点として「授業の延長ないしは補講の意味をもってと思われる学修指導の適正化（改善策：学修指導のコマの廃止）」「授業回数の適正化（改善策：授業回数を15回及び定期試験とする。）」「既修者の入学年度における履修上限単位数の適正化（改善策：38単位から36単位に是正）」「夏季・春季休業の特別講義の補習化の懸念（改善策：専任教員は特別講義を担当しないこととする。）」「成績評価基準の明確化（改善策：評価基準をシラバスに明記する。）」があるが、それぞれ括弧内に示された改善を実行した。助言を受けた項目についてもすべて対応済みである。この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

なお、中教審の法科大学院特別委員会のワーキンググループなどから書面で教育研究活動の改善にかかわる特別な指摘を受けたことはない。

### （特色ある取組み）

#### 9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組みを行っているか。

教育方法に関する本学法務研究科の点検・評価を改善に結びつけるための仕組みとして、過去の授業内容の確認するため授業録画記録の視聴システムやティーチングポートフォリオが用意されているが、これらはすべて本学独自のe-Learningシステム上で実現されており、ワンストップサービスとなっている点で特色ある取組みとなっている。

#### 【点検・評価(長所と問題点)】（「評価の視点」9-1 から 9-5）

**自己点検・評価のための組織体制の整備及び適切な方法による自己点検・評価の実施**については、現状において、自己点検・評価のための組織体制は十分に整備されており、適切な方法により実施されていると考えている。

特に、講義担当者間の授業参観の報告書や授業評価アンケートについては、そのすべてを研究科委員会において全教員に配布しており、具体的に相互点検がなされている。

**自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組み**としてのコンピュータネットワークを活用したFDシステムの構築は、FD活動をすすめる上でしばしば問題となる「過去の事象を確認することが困難である」という時間的制約を克服しうる点が長所である。たとえば、本法務研究科においては主要講義科目についてはその授業を録画しているが、学生が特定教員の特定回の講義を挙げて他の教員も見習うべきと指摘することがあるが、授業が再視聴可能であればこそこの指摘に応じることができる。

ただし、これらの活動に対する兼任教員及び非常勤講師の参加率は非常に低いことが問題点として残されている。

また、研究関係に関しては、常置されている研究業績を各教員が任意に閲覧する以上の具体的活動はさほど活発ではないのが現状である

**自己点検・評価の結果の公表**については、既述のとおり神奈川大学のWEBサイト上で法科大学院認証評価及び大学（認証）評価に係る認証評価結果、点検・評価報告書並びに基礎データを公開しているほか、研究業績についても抜粋して公開している。

本研究科で実施している授業評価アンケートの結果等については、その性質上そのままの形で外部に公開することは考えられず、それら以外の方法で何らかの授業改善の成果をとりまとめて公開することが必要と思われる。

**自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステム**については、前回の認証評価において授業評価アンケートの回答数が少ないという問題を指摘していたが、授業評価アンケートを最終授業の直後に教室内で記載してもらう方法に改めたため、現在はほぼ全学生からの回答を得ており、この点は改善された。

実際に自己点検・評価結果の活用により授業改善に結びついたかについては、無記名アンケートであるため要望を出した学生本人による評価は得られないものの、授業評価アンケートを継続的に実施することで検証可能である。

ただし、ティーチングポートフォリオについては兼任教員及び非常勤講師に対しては協力依頼にとどまっていることから、非常勤講師の参加率は低水準で推移している。



教育関係に関する自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているかについては、問題が生じた後に対応できないまま放置されているという事案がないことから、おおむね良好に機能していると考えている。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組については、e-Learning システム上の情報は、システム運用担当者及び法務研究科事務担当者において常時確認が可能であり、ティーチングポートフォリオの記入状況も確認できる。ただし、ティーチングポートフォリオに情報を記入しないまま授業を開始する教員がいた場合、事務担当者から教員にこれを強く命じることはできないのが現状であり、ここに改善の必要がある。

#### [将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」9-1 から 9-5）

自己点検・評価のための組織体制の整備及び適切な方法による自己点検・評価の実施について、前回の点検・評価報告書において将来の取組みとして計画したことは、ほぼ実現できたといえよう。

残された問題点は、自己点検・評価の基礎となるFD活動に兼任教員及び非常勤講師を如何に参加させるかであり、その具体的な工夫が検討されなければならない。

教育関係に関する自己点検・評価の結果の公表については、現時点では内部に対する公開を前提としているものしかないので、授業改善の報告を外部に対して公開するための新しいフォームを検討し、WEBサイト上で授業改善の進捗状況を外部に公開する体制を整える。

自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムについては、授業評価アンケートを引き続き同一の方法で実施する。

ティーチングポートフォリオについては、兼任教員及び非常勤講師に対しても強く求める方向で理解を得たいと考えている。

自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているかについては、授業運営ないし成績評価について学生アンケートの結果等から問題が発覚した事例が多くないこと、またそれらの事例のほとんどが事案に特殊な原因によるものであったことから、授業改善事案のデータベース化などはしていなかったが、新規採用教員が増加してきたことなどから、過去の事案を確認するための改善事案集等の編集を考えている。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組に関して、ティーチングポートフォリオについては、今後、研究科委員長から兼任教員及び非常勤講師に対しても強く作成を促す方向で検討すべきと考えている。



## 10 情報公開・説明責任等

## 10 情報公開・説明責任

[現状の説明] (「評価の視点」10-1 から 10-4)

### (情報公開・説明責任)

10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか(「学教法施規」第172条の2)。

#### 1 情報公開の媒体・方法について

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開については、以下の媒体・方法により実施している。

##### (1) 法科大学院案内等

法科大学院案内は毎年度新規に編集して発行しており、法科大学院入学希望者を中心に配布している。また、求めがあれば広く社会に配布できる体制を入試センターにおいて整えている。さらに、デジタルパンフレットとしてWEB上から閲覧することもできる。

また、本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告するリーフレット(添付資料4「いまの世の中は多様な弁護士を求めている」)を作成し、現代の法曹のあり得べき姿とそれを実現するための本学法務研究科のあり方を説明している。

##### (2) 法科大学院の独自のWEBサイト

神奈川大学の公式ホームページからリンクを張る形で、法科大学院の独自のWEBサイトを開設し(添付資料10「法科大学院ホームページ」)、社会に本学法務研究科に関する情報を提供する体制を整えている。

##### (3) 個別説明会

主として本学法務研究科に進学を希望する者を対象として、本学法科大学院内における個別説明会を開催している。例年、神奈川大学内における法律系のシンポジウム開催時及び適性試験の当日に、法務研究科の専用棟において実施している。

さらに、新聞社主催(朝日新聞社・読売新聞社)のいわゆる合同説明会にも積極的に参加し、進学希望者に対する資料配布及び質疑応答によって情報提供を行っている。

##### (4) トライアルコース

神奈川大学大学院の全体的取り組みとして、大学院の授業を模擬的に実施する「トライアルコース」が開かれており、法務研究科も、現代における法曹の役割をテーマとして、2011年度から参加している。

#### 2 情報公開の範囲について

上記の媒体・方法により、(a)法科大学院の設置趣旨(「地域に根ざした法曹」「地域との相対性において国際化に対応できる法曹」「地域行政に通じた法曹」)、(b)カリキュラムと講義内容(教育課程表、シラバス及び履修モデル)、(c)教員の専門領域業績及び担当授業科目、(d)サポートと施設・設備、(e)入学試験関係・就学支援の概要(問い合わせが多い項目についてはWEBサイト上においてQ&A形式での情報提供もしている。)、(f)公開の講演会・シンポジウムの開催情報、(g)法律相談(リーガルクリニック)の実施情報、をそれぞれ提供している。

なお、大学全体として公開する情報の範囲については、「学校法人神奈川大学情報公開規程」を制定した(2013年2月7日施行)。

#### 3 リーガルクリニックの実施に関する広報について

さらに、リーガルクリニックの実施については、地域社会にその概要を広報する特別な措置を執っている。すなわち、法科大学院棟入り口付近に「無料法律相談」の看板を設置し、また随時新聞広告等のメディアを通じて市民に情報提供をしている。相談に訪れる市民のほとんどは、これらの媒体により本学法務研究科の活動を知ったとのことである。

#### 10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制については、神奈川大学広報課を窓口とし、同課職員と本学法務研究科の広報担当教員が協同して広報・情報公開を行っている。

一方で、神奈川大学には大学全体を対象とする「学校法人神奈川大学個人情報の取扱いに関する規程」が存在し、在学生等の個人情報に関しては同規程によって外部への公開を制限している。

現在、2009年度に受審した大学(認証)評価において、「貴大学のさまざまな情報に関する

公開請求に対応できる制度が整備されていないため、改善が求められる」との助言を受けたことを踏まえ、10-1に記載の「学校法人神奈川大学情報公開規程」を制定したものの、情報公開請求への全学的な対応については引き続き慎重に検討している。

### 10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。

現在実施している情報公開の説明責任の充足度については、他の法科大学院の法科大学院案内及びホームページを逐次参考にしつつ情報公開の拡充に現に努めており、おおむね社会的要求を満たす水準となっているものと考えている。

#### (特色ある取組み)

### 10-4 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開において、特色ある取組みを行っているか。

本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告する独立したリーフレットを作成することとし、その活躍の内容を具体的に開示することにより、本学法務研究科が指向する現代の法曹のあるべき姿を外部に説明できるようにした。これは一回限りのプロジェクトではなく、引き続き実施するものである。

特に、2012年度に作成したリーフレットは、法学部以外の学部出身者の活躍を前面に打ち出すものとしており、いわゆる他学部出身者が法科大学院において法曹を目指す意義が明らかとなっているという点が特徴的である。

#### [点検・評価(長所と問題点)] (「評価の視点」10-1 から 10-4)

法科大学院のホームページについては、外部業者に管理を委ねることなく法科大学院内の担当者が管理しているため、法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開について修正・拡充を求められた場合でもほとんどコストをかけることなく短時間で対応できる点で、学内外からの要請による情報公開のための体制としては優れていると考えている。

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制の整備については、やはり具体的な規程が存在していることが望ましいと思われる。

現在実施している情報公開については、これまで外部から特段の情報公開の請求・拡充の要求を受けたことはなく、おおむね社会的要求に沿った情報を公開できているものと思われる。ただし、WEBサイトによる情報提供が陳腐化しつつあるとの指摘も学内から受けており、対応の必要性を感じている。

法科大学院の情報公開に関する特色ある取組みについて、本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告する「リーフレット」は、法科大学院での学修が法曹としての活動にどのように反映されるかを物語るものとなっており、学生ないし法科大学院入学予定者に、本学法務研究科が志向する法曹像を具体的に示すことができる点で特に優れている。

#### [将来への取組み・まとめ] (「評価の視点」10-1 から 10-4)

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開については、法務研究科を卒業した司法試験合格者が法曹としてどのように活動しているのかという点に焦点を合わせた情報の拡充などが求められていると認識している。この点については、2011年度に本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告する「リーフレット」を作成したが、この取り組みを今後も継続したい。

また、リーガルクリニックの実施は本学法務研究科が社会に果たす重要な任務の一つと認識しており、今後も法律相談を必要とする市民に対して本学法務研究科の活動をさらに広く周知していく。

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制の整備については、「学校法人神奈川大学情報公開規程」が制定されたことを踏まえて、法務研究科独自の情報公開基準の可否について検討に着手することとしたい。

目下、WEBサイトの一新を計画しており、少なくとも2013年度内にはより明確かつ具体的な情報公開を旨とするWEBサイトを構築する方針である。

法科大学院の情報公開に関する特色ある取組みについて、本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告する「リーフレット」については、今後も引き続き作成し、配布範囲を近隣大学の進

路指導部署等にも広げる方向で検討する。

## 終章

この度の認証評価を受けるために行った自己点検・評価作業は、本研究科の教育研究活動の全体像を自ら見つめ直す大変有意義な機会であった。一連の作業を通じ、地域密着型の法曹養成をめざす本研究科の進むべき方向性が再確認できたと同時に、そのために克服すべき少なからぬ課題の所在を教職員全体が共有できたことが最大の収穫である。

各項目のレベルⅠの「法令等の遵守に関する事項」については、すべての点において基準をほぼ遵守していることが確認できた。ただし、3-14 でみなし専任教員1名の授業担当時間が適正とされる範囲を若干超えていた点については、当該年度の特事情によるものであったが、今後十分な注意が必要である。また、4-14 で入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数の大幅な減少があった点については、入学定員を見直し2段階にわたる削減を行うとともに、広報活動の強化、入学試験方法の改革等を通じて志願者増のための対策を行っているところである。

「大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項」についていえば、特に2-13で言及した「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」等を本研究科は力を入れて実施してきており、質量とも充実していると自負している。改善の必要がある点のうち本研究科内の対応で足りるものについては、早期の是正をはかるため必要な措置をとることはいうまでもない。

レベルⅡの点検・評価作業は、本研究科の理念を具現化し、教育研究水準の一層の向上をはかるために必要な課題を確認できたという意味でとりわけ有意義であった。本研究科の学修に不可欠なe-Learningシステムは、本学独自のプログラムのもとに運営されており、本研究科における学修の促進のみならず、教職員・学生間のコミュニケーションをはかる点でもきわめて有効に機能しているものと評価できる。

レベルⅡで確認できた課題は少なくないが、全学的な制度の整備をとまなうものに関しては、別途、大学の関係部署に対して適切な働きかけを行っていくべきことを本研究科全体で再確認できた。その一方で、2-40のFD活動の兼任教員・非常勤講師への普及・徹底がなお不十分である点、2-46で修了生の進路を把握する体制の整備が途上にある点などについては、本研究科内で適切な方途を開発し適宜改善していくことを確認した。

今回の作業は、本研究科にとって、毎年行う自己点検・評価の進捗状況確認作業をふまえた2回目の認証評価に係る自己点検・評価活動であったが、そうした作業の過程で確認できた本研究科の長所・強みについてはそれらをさらに強化するとともに、他方において、浮かび上がった課題・問題点については「9 点検・評価等」で述べた体制の一層の拡充を通じて、継続的な改善に努めていく所存である。